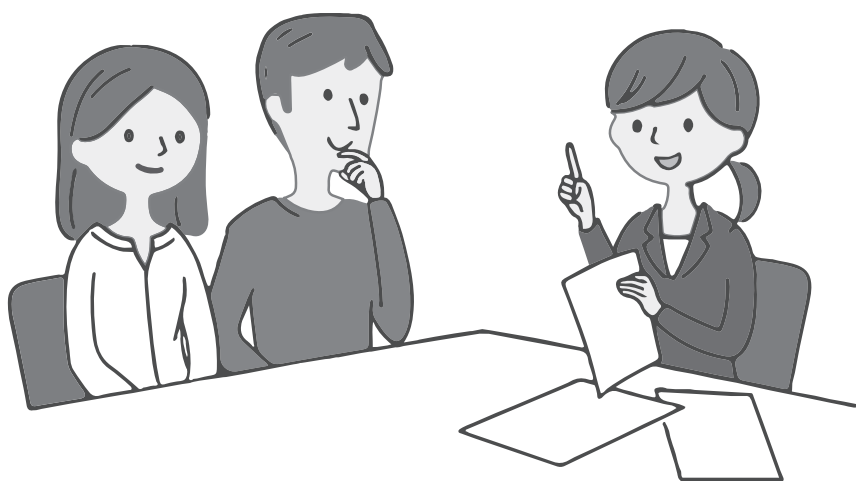


# 人権に関わる 県民支援相談窓口 ハンドブック

(令和5年度版)

本冊子は、人権に関わる市町村・関係団体等の相談業務の参考としていただくため、幅広く県民の支援につながる県・国等の関係相談窓口及び事業を掲載しました。



# 目次

## 人権問題全般

- 【長野県人権啓発センター】 人権相談 …… 1
- 【長野地方法務局】 人権相談 …… 2

## 同和問題

- 同和問題に関する相談 …… 3
- 〔 個別の相談支援は、本ハンドブックの各相談  
窓口及び事業を参照 〕

## 外国人県民

- 長野県多文化共生相談センター …… 4
- 【東京出入国在留管理局長野出張所】 …… 4

## 女性・男性・マイノリティ

- 女性のための相談 …… 5
- 女性保護事業（女性相談センター 女性相談） …… 5
- 長野県性暴力被害者支援センター  
“りんどうハートながの” …… 6
- 家庭福祉相談事業（女性相談） …… 6
- 婚活支援センター事業 …… 7
- にんしんSOSながの …… 7
- 不妊・不育専門相談センター事業 …… 8
- 性と健康の相談支援事業「性と健康の助産師相談」 …… 8
- 家庭福祉相談事業（ひとり親等相談） …… 9
- ひとり親家庭就業・自立支援事業 …… 9
- 【長野地方法務局】  
人権相談（女性の人権ホットライン） …… 10
- 男性相談 …… 10
- 性的マイノリティに関する相談 …… 10

## 子ども

- 児童虐待・DV 24時間ホットライン …… 11
- 児童福祉（児童相談所） …… 11
- 子ども支援センター …… 12
- 児童家庭支援センター …… 12
- 学校生活相談センター  
（24時間子どもSOSダイヤル） …… 13
- チャイルドライン（長野県チャイルドライン推進協議会） …… 13
- 【長野地方法務局】  
人権相談（子どもの人権110番） …… 13

人権問題  
全般

同和  
問題

外国人  
県民

女性・男性  
性的マイノリティー

子ども

高齢者

障がい者

精神保健  
／ 医療

福祉全般

HIV感染者  
等・ハンセン病  
元患者等

犯罪  
被害者等

刑を終えて  
出所した人

消費

交通事故

教育関係

住居

法律

労働・  
雇用

産業

警察関係

税金・  
公共料金

関連情報

索引

人権問題全般
同和問題
外国人県民
女性・男性 性的マイノリティー
子ども
高齢者
障がい者
精神保健 ／医療
福祉全般
HIV感染者等 ハンセン病元患者等
犯罪被害者等
刑を終えて 出所した人
消費
交通事故
教育関係
住居
法律
労働・ 雇用
産業
警察関係
税金・ 公共料金
関連情報
索引

<b>高齢者</b>		
○ 【長野県長寿社会開発センター】 高齢者の社会参加に関する相談	・・・	14
○ 高齢者虐待防止法に基づく支援	・・・	15
○ 【長野県国民健康保険団体連合会】 介護サービス苦情処理（相談）	・・・	16
○ 若年性認知症（認知症）についての相談窓口	・・・	16
<b>障がい者</b>		
○ 障がい者総合支援センター	・・・	17
○ 長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター 市町村障がい者虐待防止センター	・・・	21
○ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口	・・・	22
○ ほじょ犬相談	・・・	23
<b>精神保健／医療</b>		
○ 精神保健福祉相談	・・・	24
○ 医療安全支援センター	・・・	25
○ 難病に関する相談	・・・	26
○ 子どもの難聴に関する相談	・・・	26
○ 覚醒剤等薬物乱用相談窓口事業	・・・	27
<b>福祉全般</b>		
○ 信州パーソナル・サポート事業	・・・	28
○ 【長野県社会福祉協議会】生活福祉資金貸付事業	・・・	30
<b>H I V感染者等／ハンセン病元患者</b>		
○ H I V／エイズ、性感染症に関する相談	・・・	31
○ ハンセン病に関する相談	・・・	31
<b>犯罪被害者等</b>		
○ 犯罪被害者等総合支援窓口	・・・	32
○ 犯罪被害給付制度	・・・	32
○ 【認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター】 犯罪被害者支援事業	・・・	33
○ 【法テラス長野地方事務所】犯罪被害者支援	・・・	34
○ 【長野保護観察所】犯罪被害者等に対する支援	・・・	35
○ 長野県性暴力被害者支援センター “りんどうハートながの”（再掲）	・・・	36
<b>刑を終えて出所した人</b>		
○ 【長野保護観察所】更生緊急保護	・・・	36

<b>消 費</b>		
○ 消費生活相談	・・・	37
<b>交通事故</b>		
○ 交通事故相談所	・・・	38
<b>教育関係</b>		
○ 教育相談事業	・・・	39
○ 特別支援学校人権相談	・・・	40
○ 高等学校等の奨学金等の貸与制度	・・・	41
○ 私立高等学校授業料等軽減事業	・・・	41
<b>住 居</b>		
○ 県営住宅への優先入居制度	・・・	42
<b>法 律</b>		
○ 【法テラス長野地方事務所】 情報提供	・・・	44
○ 【法テラス長野地方事務所】 民事法律扶助	・・・	44
<b>労働・雇用</b>		
○ 労働相談事業	・・・	45
○ 労働教育講座事業	・・・	45
○ 外国人材受入企業サポート事業	・・・	46
○ 創業相談（信州スタートアップステーション）	・・・	46
○ 移住、U I J ターン転職に関する相談業務	・・・	47
○ 地域就労支援センター（愛称：Jobサポ）事業	・・・	47
○ ジョブカフェ信州運営事業	・・・	48
○ 労使紛争解決のあっせん	・・・	49
○ 【長野労働局】 総合労働相談	・・・	50
○ 【長野労働局】 個別労働紛争解決制度	・・・	51
○ 【長野労働局】 男女の雇用機会均等確保、 育児・介護休業等仕事と家庭の両立支援、 パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善の相談	・・・	52
○ 【長野労働局】 労働条件等の相談	・・・	53
○ 【長野労働局】 職業等の相談	・・・	54
○ 【長野県社会福祉協議会】 福祉人材無料職業紹介事業	・・・	56
○ N P O 法人設立に関する個別相談	・・・	57

人権問題 全般
同 和 問 題
外 国 人 県 民
女性・男性 性的マイノリティー
子 ども
高 齢 者
障がい者
精神保健 ／ 医 療
福祉全般
HIV感染者 等・ハンセン病 元患者等
犯 罪 被害者等
刑を終えて 出所した人
消 費
交通事故
教育関係
住 居
法 律
労働・ 雇 用
産 業
警察関係
税 金 ・ 公共料金
関連情報
索 引

人権問題全般
同和問題
外国人県民
女性・男性 性的マイノリティー
子ども
高齢者
障がい者
精神保健 ／医療
福祉全般
HIV感染者 等ハンセン病 元患者等
犯罪 被害者等
刑を終えて 出所した人
消費
交通事故
教育関係
住居
法律
労働・ 雇用
産業
警察関係
税金・ 公共料金
関連情報
索引

## 産業

○ 経営改善普及事業	……	58
○ 経営総合相談	……	59
○ 農業経営・技術指導及び新規就農に関する相談	……	60
○ 農業労働力の確保・支援に関する相談	……	61
○ 林業への新規就業、各種研修に関する相談	……	62
○ 森林づくり相談窓口	……	63

## 警察関係

○ 警察安全相談	……	64
○ 性犯罪の被害に関する相談	……	64
○ 非行問題やいじめなどの少年に関する 悩みごとの相談	……	65
○ 非行や親子関係、発達などについて お困りの地域の方の相談	……	65
○ 暴力追放ダイヤル	……	66
○ 【(公財)長野県暴力追放県民センター】 電話・面接相談	……	66

## 税金・公共料金

○ 盗難被害者に対する課税上の措置	……	67
○ 障がい者に対する自動車税（環境性能割・種別割） ・軽自動車税（環境性能割）の減免措置	……	68
○ 県営水道料金の減免措置	……	70

## 関連情報

○ 主な県機関所在地	……	72
------------	----	----

## 索引

○ 索引	……	74
------	----	----

**【長野県人権啓発センター】 人権相談**

- 〈事業の内容〉 様々な人権に関する問題についてお悩みの方は、相談員が丁寧に相談に応じますのでご利用ください。相談は無料で秘密は固く守られます。  
なお、性の多様性に関する相談は、内容に応じて専門の相談員にお取次ぎします。
- 〈相談対象者〉 悩みごとのある方
- 〈相談担当者〉 人権啓発・相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 人権相談専用電話  
026-274-3232  
火曜日から日曜日(センター指定の休館日※を除く)8:30~17:00  
※休館日 ・毎週月曜日(祝日、振替休日にあたる時は開館)  
・祝日の翌日(土・日・祝日にあたる時は開館)  
・センターが定める日(年末年始・県立歴史館の休館日など)
- 〈施設所在地〉 〒387-0007  
千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/kehatsucenter/index.html>
- 〈担 当 課〉 県民文化部人権・男女共同参画課

## 【長野地方法務局】 人権相談

〈事業の内容〉 「いじめ・体罰」など子どもに関する問題、家庭内における様々な問題、隣近所のもめ事、プライバシーに関する問題など、毎日の暮らしの中で起こる様々な問題についてお悩みの方は、人権擁護委員が丁寧に相談に応じますのでご利用ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

〈相談対象者〉 悩みごとのある方

〈相談担当者〉 人権擁護委員、人権擁護担当職員

〈相談の方法〉 電話相談、インターネット相談

〈問い合わせ先〉

- みんなの人権110番  
平日 8:30～17:15  
ぜろぜろみんなのひゃくとうばん  
0570-003-110  
(全国共通人権相談ダイヤル)
- 女性の人権ホットライン  
平日 8:30～17:15  
0570-070-810
- こどもの人権110番  
平日 8:30～17:15  
0120-007-110

○ 一般相談電話

名 称	電 話 番 号	所 在 地
長野地方法務局 人 権 擁 護 課	(代表) 026-235-6611	〒380-0846 長野市大字長野旭町1108
飯 山 支 局	0269-62-2302	〒389-2253 飯山市大字飯山1080
上 田 支 局	0268-23-2001	〒386-0017 上田市踏入1-3-29
佐 久 支 局	0267-67-2272	〒385-0011 佐久市猿久保890-4
松 本 支 局	0263-32-2571	〒390-0877 松本市沢村2-12-46
木 曾 支 局	0264-22-2186	〒397-0001 木曾郡木曾町福島4926-3
大 町 支 局	0261-22-0379	〒398-0002 大町市大町2943-5
諏 訪 支 局	0266-52-1043	〒392-0026 諏訪市大手1-21-20
飯 田 支 局	0265-22-0014	〒395-0053 飯田市大久保町2637-3
伊 那 支 局	0265-78-3462	〒396-0015 伊那市中央5064-1

平日 8:30～17:15

○ インターネット相談 <https://www.jinken.go.jp/>

〈担 当 課〉 長野地方法務局人権擁護課

## 同和問題に関する相談

〈事業の内容〉 同和問題に関する相談対応

〈相談対象者〉 制限はありません。

〈相談担当者〉 職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 ○ 県民文化部人権・男女共同参画課  
026-235-7106（県庁内線 3745）

○ 長野県人権啓発センター  
相談専用電話 026-274-3232

○ 各地域振興局総務管理課

佐 久	0267-63-3133
上 田	0268-25-7111
諏 訪	0266-57-2902
上 伊 那	0265-76-6803
南 信 州	0265-53-0402
木 曾	0264-25-2213
松 本	0263-40-1903
北アルプス	0261-23-6502
長 野	026-234-9531
北 信	0269-23-0214

○ 教育委員会事務局心の支援課  
026-235-7450（県庁内線 4433、4434、4435）

○ 各教育事務所

東 信	0267-31-0252
南 信	0265-76-6861
中 信	0263-40-1977
北 信	026-234-9552

受付時間 平日 8:30～17:15

〈施設所在地〉 72・73ページ参照

〈関連URL〉 人権・男女共同参画課  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/jinkendanjo/sodan/index.html>

教育委員会事務局心の支援課  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/goannai/soshiki/shienschitsu.html>

〈担 当 課〉 県民文化部人権・男女共同参画課  
教育委員会事務局心の支援課



## 長野県多文化共生相談センター

- 外国人  
県民
- 〈事業の内容〉 県内に暮らす外国人や外国人を雇用する企業等の相談に多言語※で対応するとともに、生活に必要な情報の発信を行う。  
※次の15言語に対応できます。  
中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語
- 〈相談対象者〉 県内に暮らす外国人等
- 〈相談担当者〉 長野県多文化共生相談センター相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談、予約制によるオンライン相談
- 〈問い合わせ先〉 長野県多文化共生相談センター  
026-219-3068 又は 080-4454-1899
- 〈施設所在地〉 長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座3階
- 〈関連URL〉 <https://www.naganoken-tabunka-center.jp/>
- 〈担当課〉 県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室

## 【東京出入国在留管理局長野出張所】

- 〈業務の内容〉 1 在留審査一般  
2 海港業務
- 〈相談対象者〉 長野県在住の外国人及び日本人の関係者
- 〈相談担当者〉 長野出張所の入国審査官
- 〈相談の方法〉 電話相談、来庁による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 東京出入国在留管理局長野出張所  
026-232-3317
- 1 電話相談  
平日 9:00～17:00
- 2 面接相談  
平日 9:00～16:00
- 3 外国人による電話相談については、下記まで電話願います。  
外国人在留総合インフォメーションセンター  
0570-013904  
(IP電話・海外から：03-5796-7112)  
平日 8:30～17:15
- 〈施設所在地〉 〒380-0846  
長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
- 〈関連URL〉 出入国在留管理庁ホームページ <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

## 女性のための相談

- 〈事業の内容〉 女性の方が、生活の中で抱えている悩み、困っていること、家族のこと、夫婦のこと、男女関係、職場や地域での人間関係、配偶者からの暴力についてのなどの相談対応
- 〈相談対象者〉 原則として女性
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”  
相談・面談予約専用電話 0266-22-8822
- 一般相談(電話・面接) 担当：男女共同参画相談員(女性)  
火～土(祝日は除く) 9:00～12:00, 13:00～16:30
- 法律相談(要予約・相談時間1人30分) (相談料は無料です)  
・担当：女性弁護士  
・相談時間・会場  
毎月第1木曜日 13:00～16:00  
(長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”)  
毎月第3木曜日 11:00～12:00 (県立長野図書館)  
・申込 電話申し込みによる予約制  
・申込受付時間  
火～土(祝日は除く) 9:00～12:00, 13:00～16:30
- カウンセリング 担当：女性カウンセラー  
(要予約・相談時間1人50分) (相談料は無料です)  
・相談時間・会場  
毎月第2土曜日、第4金曜日 10:00～15:50  
(長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”)
- 〈施設所在地〉 〒394-0081 岡谷市長地権現町四丁目11番51号  
長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/index.html>
- 〈担当課〉 県民文化部人権・男女共同参画課

女性・男性  
性的マイノリティー

## 女性保護事業 (女性相談センター 女性相談)

- 〈事業の内容〉 ・女性に関する諸問題(夫婦・親子・嫁姑・対人関係・就職・住宅等)の相談と助言  
・DV被害者に対し保護や自立のために必要な情報提供等の支援
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 女性相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談 (男性は電話相談のみ)
- 〈問い合わせ先〉 女性相談センター  
電話番号 026-235-5710 (相談専用電話)  
受付時間 平日 8:30～17:15
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/joseisodan/index.html>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

## 長野県性暴力被害者支援センター"りんどうハートながの"

- 〈事業の内容〉 長野県性暴力被害者支援センターは性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行います。
- 〈相談対象者〉 性暴力の被害に遭った方、またはその家族や友人など
- 〈相談担当者〉 専門の研修を受けた女性の相談員が対応します。
- 〈相談の受付〉 電話相談 #8891 又は 026-235-7123 (24時間365日)  
E-mail rindou-heart@pref.nagano.lg.jp
- 〈支援の内容〉  
ア 支援員による電話及び面接相談、支援のコーディネート、同行支援等  
イ 産婦人科等医療、心理カウンセリング、法律相談等の支援へのつなぎ  
ウ 支援に係る一部費用負担
- 〈問合わせ先〉 長野県性暴力被害者支援センター  
相談電話 026-235-7123  
県民文化部人権・男女共同参画課  
026-235-7106
- 〈担当課〉 県民文化部人権・男女共同参画課

## 家庭福祉相談事業（女性相談）

- 〈事業の内容〉  
・女性に関する諸問題(夫婦・親子・嫁姑・就職・住宅・医療等)の相談と助言  
・DV被害者に対し保護や自立のために必要な情報提供等の支援
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 女性相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問合わせ先〉 各保健福祉事務所福祉課
- |    |              |
|----|--------------|
| 佐久 | 0267-63-3142 |
| 上田 | 0268-25-7123 |
| 諏訪 | 0266-57-2911 |
| 伊那 | 0265-76-6811 |
| 飯田 | 0265-53-0411 |
| 木曾 | 0264-25-2219 |
| 松本 | 0263-40-1914 |
| 大町 | 0261-23-6508 |
| 長野 | 026-225-9057 |
| 北信 | 0269-62-3943 |
- 受付時間 平日 8:30~17:15
- 〈施設所在地〉 各保健福祉事務所（73ページ参照）
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/sodan/jose/sodan-09.html>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

## 婚活支援センター事業

- 〈事業の内容〉
- ・県内の公的結婚相談所の紹介
  - ・結婚相談ボランティアの紹介
  - ・婚活イベント情報の提供
  - ・ながの結婚マッチングシステム（結婚希望者登録情報システム）の紹介
- 〈相談対象者〉 結婚を希望する独身男女及びその家族等
- 〈相談担当者〉 婚活コーディネーター
- 〈相談の方法〉
- ・電話相談：月～金曜日（午前8時30分から午後5時まで）  
電話番号 026-235-7373（直通）
  - ・来所による面接相談（要予約）  
月～金曜日（午前8時30分から午後5時まで）
  - ・メール相談（返信可能なアドレスでの相談をお願いします。）  
Eメール：konkatsu@pref.nagano.lg.jp
- ※上記いずれも、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
- 〈問い合わせ先〉 長野県婚活支援センター  
電話番号 026-235-7373（直通）
- 〈施設所在地〉 県庁次世代サポート課内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 <https://www.cheerful-nagano.com/>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局次世代サポート課

女性・男性  
性的マイノリティー

## にんしんSOSながの

- 〈事業の内容〉 予期せぬ妊娠で悩みのある方のための相談窓口です。  
福祉を専門としたスタッフが思いがけない妊娠をされた方の自己選択を尊重しながら、医療・福祉・その他必要な支援をコーディネートします。  
個人情報を守りながら、関係機関の専門家と協力して支援します。
- 〈相談対象者〉 予期せぬ妊娠で悩みのある方
- 〈相談担当者〉 福祉を専門としたスタッフが対応します
- 〈相談の方法〉 電話相談 メール相談 面接相談
- 〈問い合わせ先〉 電話相談：0120-68-1192  
メール：ninsin.sos@keiroen.or.jp  
インターネット「にんしんSOSながの」で検索  
フェイスブック「にんしんSOSながの」で検索  
24時間365日受付しています。匿名相談可能です。相談は無料です。
- 〈関連URL〉 <http://nyujiin.keiroen.or.jp/ninsin-sos/>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

## 不妊・不育専門相談センター事業

- 〈事業の内容〉 不妊・不育症に関する悩みへの相談及び情報提供（原因、治療方法、不妊治療費助成制度等）を行う。
- 〈相談対象者〉 不妊・不育症に悩む方
- 〈相談担当者〉
- ・不妊・不育専門相談員
  - ・産婦人科医師
- 〈相談の方法〉
- ・電話相談：毎週火・木曜日（午前10時から午後4時まで）  
毎週土曜日（午後1時から午後4時まで）  
電話番号 0263-35-1012（専用）
  - ・来所による面接相談（要予約）  
不妊・不育専門相談員  
毎週火・木曜日（午前10時から午後4時まで）  
毎週土曜日（午後1時から午後4時まで）  
産婦人科医師：毎月第4木曜日
  - ・メール相談（回答は火・木・土曜日）（返信可能なアドレスでの相談をお願いします。）  
Eメール：funin@nursen.or.jp
- 〈問い合わせ先〉 長野県看護協会会館（（公社）長野県看護協会内）  
電話番号 0263-35-0421
- 〈施設所在地〉 長野県看護協会会館（（公社）長野県看護協会内）  
〒390-0802 松本市旭2-11-34
- 〈関連URL〉 <https://ninkatu.pref.nagano.lg.jp/consulting/>  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/kenkosodan.html>
- 〈担当課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

## 性と健康の相談支援事業「性と健康の助産師相談」

- 〈事業の内容〉 プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）を含め、男女問わず、性や生殖などの健康に関する電話相談を行う。
- 〈相談対象者〉 性や生殖などの健康について悩む方
- 〈相談担当者〉 助産師
- 〈相談の方法〉 電話相談：毎週木曜日（午前10時から午後2時、午後7時から午後9時）  
電話番号 0263-31-0015
- 〈問い合わせ先〉 （一社）長野県助産師会  
電話番号 0263-31-0880  
〒390-0851 松本市島内4660-4
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/kenkosodan.html>
- 〈担当課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

## 家庭福祉相談事業（ひとり親等相談）

- 〈事業の内容〉 ひとり親家庭等の生活全般の相談に応じ、その自立に必要な助言を行うとともに、併せて職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。
- 〈相談対象者〉 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
- 〈相談担当者〉 母子・父子自立支援員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問合わせ先〉 各保健福祉事務所

佐 久	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 4 2
上 田	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 2 3
諏 訪	0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 1 1
伊 那	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 1 1
飯 田	0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 1 1
木 曾	0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 1 9
松 本	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 1 4
大 町	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 0 8
長 野	0 2 6 - 2 2 5 - 9 0 9 6
北 信	0 2 6 9 - 6 2 - 3 9 4 3

受付時間 平日 8:30～17:15

- 〈施設所在地〉 各保健福祉事務所（73ページ参照）
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kodomo/index.html>
- 〈担 当 課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課

## ひとり親家庭就業・自立支援事業

- 〈事業の内容〉 ひとり親家庭等を対象に、就業促進のための相談・支援やハローワークと連携した就業情報の提供を行う。
- 〈相談対象者〉 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
- 〈相談担当者〉 就業支援員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問合わせ先〉

上田保健福祉事務所 福祉課	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 2 3
伊那保健福祉事務所 福祉課	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 1 1
松本保健福祉事務所 福祉課	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 1 4
長野保健福祉事務所 福祉課	0 2 6 - 2 2 5 - 9 0 9 6

・受付時間 平日 8:30～17:15

- 〈施設所在地〉 上田、伊那、松本、長野保健福祉事務所福祉課（73ページ参照）
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kodomo/index.html>
- 〈担 当 課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課

## 【長野地方法務局】人権相談（女性の人権ホットライン）

- 〈問い合わせ先〉 ○ 女性の人権ホットライン  
0570-070-810  
平日 8:30～17:15  
※詳細は2ページを参照

女性・男性  
性的マイノリティー

## 男性相談

- 〈事業の内容〉 家庭、夫婦、人間関係、生き方などに悩む男性からの相談に、男性相談員が電話で対応
- 〈相談対象者〉 長野県在住・在勤または在学の男性
- 〈相談担当者〉 男性の相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”  
男性相談専用電話 0266-22-7111  
毎週金曜日 17:00～19:00  
(令和5年5月5日、8月11日、11月3日、12月29日、令和6年2月23日、3月29日はお休み)
- 〈施設所在地〉 〒394-0081 岡谷市長地権現町四丁目11番51号  
長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/index.html>
- 〈担当課〉 県民文化部人権・男女共同参画課

## 性的マイノリティに関する相談

- 〈問い合わせ先〉 ○ 長野県人権啓発センター  
026-274-3232  
火曜日から日曜日（センター指定の休館日を除く） 8:30～17:00  
※詳細は1ページを参照（内容に応じて専門の相談員にお取次ぎします。）
- 学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）  
※児童・生徒に関する相談や学校生活に関する相談  
0120-0-78310  
24時間  
※詳細は13ページを参照
- 子ども支援センター  
※子どもに関する様々な相談  
子ども専用ダイヤル（無料） 0800-800-8035  
大人用電話 026-225-9330  
受付時間 月～土 午前10時～午後6時（日曜日、祝日、年末年始は休み）  
※詳細は12ページを参照

## 児童虐待・DV24時間ホットライン

- 〈事業の内容〉 児童虐待の通告及びDV被害に関する通報を、24時間電話により専任の電話相談員が受け付け、必要に応じて、児童相談所、女性相談センターへ緊急連絡する。
- 〈相談対象者〉 児童本人、女性本人、家族、学校や保育所の教職員、地域の方々等
- 〈相談担当者〉 電話相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン  
026-219-2413
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/24hotline.html>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

子ども

## 児童福祉（児童相談所）

- 〈事業の内容〉 児童の福祉についての相談（養護、育成、非行、障がい等）、調査、判定、及び指導を行い、児童の健全な育成と福祉の増進を図る。
- 〈相談対象者〉 児童本人、家族、学校や保育所の教職員、地域の方々等
- 〈相談担当者〉 児童福祉司、児童心理司
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談（電話でお申し込みください。）
- 〈問い合わせ先〉 各児童相談所

中央	026-238-8010
松本	0263-91-3370
飯田	0265-25-8300
諏訪	0266-52-0056
佐久	0267-67-3437

受付時間 平日 8:30～17:15

- 〈施設所在地〉
- |    |           |                 |
|----|-----------|-----------------|
| 中央 | 〒380-0872 | 長野市大字南長野妻科282-7 |
| 松本 | 〒390-1401 | 松本市波田9986       |
| 飯田 | 〒395-0157 | 飯田市大瀬木1107-54   |
| 諏訪 | 〒392-0131 | 諏訪市大字湖南3248-3   |
| 佐久 | 〒385-0022 | 佐久市岩村田3152-1    |
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/chuojido/index.html>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室



## 子ども支援センター

- 子ども
- 〈事業の内容〉 子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど、子どもに関する様々な相談に対する助言を行う。
- 〈相談対象者〉 子ども本人、保護者、子どもの育ちを支える者
- 〈相談担当者〉 電話相談員、調査・連携推進員、特別調査員
- 〈相談の方法〉 電話、来庁による面接相談、メール
- 〈問い合わせ先〉
- 子ども専用ダイヤル（無料） 0800-800-8035  
大人用電話 026-225-9330  
・受付時間 月～土 午前10時～午後6時  
（日曜日、祝日、年末年始は休み）
  - メールアドレス kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
- 〈施設所在地〉 県庁こども・家庭課内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kodomo-shien/index.html>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

## 児童家庭支援センター

- 〈事業の内容〉 虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者等からの相談に応じ、必要な助言を行なう。
- 〈相談対象者〉 児童本人、保護者、家族、地域住民 等
- 〈相談担当者〉 心理相談員・相談支援員
- 〈相談の方法〉 電話・来所
- 〈問い合わせ先〉
- 下伊那こども家庭支援センター「こっこ」  
電話 0265-35-8080  
所在地 〒399-3202  
下伊那郡豊丘村神稲4461-1
  - 児童家庭支援センター つつじ  
電話 0266-75-1108  
所在地 〒391-0001  
茅野市ちの3502-1  
ベルビア3階
  - 松代児童相談センター  
電話 026-214-5955  
所在地 〒381-1221  
長野市松代町東条108-2
  - 松本児童家庭支援センター あいく  
電話 0263-88-3030  
所在地 〒390-0802  
松本市旭2-11-30  
長野県旭町庁舎1階
  - けいあい地域子育て支援相談室  
電話 026-214-1165  
所在地 〒387-0021  
千曲市稲荷山3842-1
  - 児童家庭支援センター スミール  
電話 0267-45-1081  
所在地 〒389-0115  
北佐久郡軽井沢町追分1422
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局こども・家庭課 児童相談・養育支援室

## 学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）

- 〈事業の内容〉 いじめや不登校など、学校生活で起きる問題で悩んでいる子どもや保護者からの相談に応じます。また、相談者の希望により関係機関へつなぎ、問題の改善を図ります。
- 〈相談対象者〉 いじめや不登校など、学校生活で起きる問題で悩んでいる子ども・保護者など
- 〈相談担当者〉 心理専門相談員、指導主事
- 〈相談の方法〉 電話相談、メール・手紙・FAXによる相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 「学校生活相談センター」  
相談専用電話 0120-0-78310  
メール gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp  
FAX 026-235-7484  
受付時間 24時間
- 〈施設所在地〉 県庁8階 教育委員会事務局心の支援課内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>
- 〈担当課〉 教育委員会事務局心の支援課

子ども

## チャイルドライン（長野県チャイルドライン推進協議会）

- 〈事業の内容〉 18歳までのお子さんの困りごと、悩みごとの声を受けとめます。
- 〈相談対象者〉 18歳までの子ども
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 チャイルドライン  
相談専用電話 0120-99-7777（相談専用電話）  
受付時間 毎日 16:00～21:00
- 〈関連URL〉 <https://childline.or.jp/>
- 〈担当課〉 県民文化部こども若者局次世代サポート課

## 【長野地方法務局】人権相談（こどもの人権110番）

- 〈問い合わせ先〉 ○ こどもの人権110番  
0120-007-110  
・平日 8:30～17:15  
※詳細は2ページを参照
- こどもの人権SOS-eメール <https://www.jinken.go.jp/kodom>

## 【長野県長寿社会開発センター】 高齢者の社会参加に関する相談

〈事業の内容〉 高齢者の社会参加に関する相談に応じています。

〈相談対象者〉 高齢者の社会参加を求める団体 等

〈相談担当者〉 シニア活動推進コーディネーター

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談、訪問

〈問い合わせ先〉 受付時間 平日8:30~12:00、13:00~17:15

高齢者

相 談 先	電 話 番 号 / F A X	所 在 地
(公財) 長野県長寿社会 開 発 セ ン タ ー	(TEL) 026-226-3741 (FAX) 026-226-8327	長野保健福祉事務所 (73ページ参照)
佐 久 支 部	(TEL) 0267-63-3141 (FAX) 0267-63-3110	佐久保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
上 小 支 部	(TEL) 0268-25-7124 (FAX) 0268-23-1973	上田保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
諏 訪 支 部	(TEL) 0266-57-2910 (FAX) 0266-57-2963	諏訪保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
伊 那 支 部	(TEL) 0265-76-6863 (FAX) 0265-76-6513	伊那保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
飯 伊 支 部	(TEL) 0265-53-0464 (FAX) 0265-53-0474	飯田保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
木 曾 支 部	(TEL) 0264-25-2218 (FAX) 0264-24-2350	木曾保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
松 本 支 部	(TEL) 0263-40-1912 (FAX) 0263-40-1803	松本保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
大 北 支 部	(TEL) 0261-23-6507 (FAX) 0261-23-6509	大町保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
長 野 支 部	(TEL) 026-228-7023 (FAX) 026-223-7669	長野保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)
北 信 支 部	(TEL) 0269-62-3725 (FAX) 0269-63-2934	北信保健福祉事務所 福祉課内 (73ページ参照)

〈ホームページ〉 <https://www.nicesenior.or.jp/>

〈担 当 課〉 健康福祉部健康増進課

## 高齢者虐待防止法に基づく支援

高齢者

〈事業の内容〉 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、養護者等（高齢者を現に養護する者及び養介護施設に従事する職員）が、養護する高齢者について行う次の行為について、高齢者虐待発見者は市町村に通報義務が課されるとともに、市町村は立入調査権が認められています。

また、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して相談、指導及び助言を行うこととされています。

- 身体的虐待  
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ネグレクト  
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
- 心理的虐待  
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 性的虐待  
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為を行わせること
- 経済的虐待  
養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

〈相談対象者〉 高齢者、養護者、地域の方々等

〈相談担当者〉 「問合わせ先」のとおり

〈問合わせ先〉 各市町村高齢者福祉担当課  
各市町村地域包括支援センター

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/sodan/koureisha.html>

〈担 当 課〉 健康福祉部介護支援課

## 【長野県国民健康保険団体連合会】 介護サービス苦情処理（相談）

- 〈事業の内容〉 介護保険のサービスを誰もが安心して利用できるように、長野県国民健康保険団体連合会でサービス利用に関する苦情・相談を受付けています。
- 〈相談対象者〉 県民
- 〈相談担当者〉 長野県国民健康保険団体連合会職員、介護サービス苦情処理委員
- 〈相談の方法〉 電話・FAX・電子メールによる苦情・相談受付
- 〈問い合わせ先〉 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係  
電 話：026-238-1580  
FAX：026-238-1581  
受付時間 平日 9:00～17:00
- 〈施設所在地〉 〒380-0871  
長野市西長野字加茂北143-8 長野県自治会館5F
- 〈関連URL〉 <https://www.kokuho-nagano.or.jp/ippan/kujou.html>
- 〈担 当 課〉 健康福祉部介護支援課

## 若年性認知症（認知症）についての相談窓口

- 〈事業の内容〉 認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合は「若年性認知症」とされます。  
本人や配偶者が現役世代なので、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が生じるとともに、主な介護者になる配偶者にとっては、親の介護が重なり、複数介護になる等の特徴があります。  
また、若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではないため診断しにくく、異常に気付いても受診が遅れることが多いといった特徴もあります。  
若年性認知症ではないかとの心配がありましたら、まずはお電話でご相談ください。
- 〈相談対象者〉 若年性認知症のご本人、ご家族、職場等
- 〈相談担当者〉 若年性認知症支援コーディネーター
- 〈相談の方法〉 電話相談の後、相談内容を踏まえ必要な支援制度やサービス等のご紹介、関係機関との連絡調整を支援します。
- 〈問い合わせ先〉 若年性認知症コールセンター（NPO 法人長野県宅老所・グループホーム連絡会）  
電 話：0268-23-7830  
受付時間：月曜日～金曜日 13:00～20:00（土、日、祝日、年末年始を除く）  
※相談は無料です。（通話料はかかります）  
※相談内容は秘密を厳守します。  
※高齢者の認知症のご相談もお受けします。
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kokoro/jyakunensei.html>
- 〈担 当 課〉 健康福祉部介護支援課

# 障がい者総合支援センター

〈事業の内容〉 障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、下記の専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を行います。

## 【専門職員の種類と業務概要】

- 1 相談員（市町村による3障がい・障がい児のコーディネーター）  
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児の福祉サービスの利用援助や調整等
- 2 療育コーディネーター  
障がい児の療育相談等
- 3 生活支援ワーカー  
就業に伴う日常生活や社会生活上の相談支援
- 4 就業支援ワーカー  
就職や職場定着支援に関する相談支援
- 5 発達障がいサポート・マネージャー（県内10カ所）  
発達障がい者に直接関わっている支援者への相談支援

〈相談対象者〉 障がい者（児）及び保護者等（発達障がいサポート・マネージャーを除く）

〈相談担当者〉 障がい者（児）生活支援コーディネーター、療育コーディネーター、生活支援ワーカー、就業支援ワーカー、精神障がい者地域生活支援コーディネーター、発達障がいサポート・マネージャー

〈相談の方法〉 訪問、電話、来所等

〈問い合わせ先〉 基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等名簿のとおり

〈施設所在地〉 基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等名簿のとおり

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/goannai/shiencenter.html>

〈担当課〉 健康福祉部障がい者支援課

圏域	センターの所在地及び連絡先		
佐久	● 佐久広域連合障害者相談支援センター		
	所在地	〒385-0043 佐久市取出町183 佐久市振興公社ビル内	電話 0267-63-5177 FAX 0267-63-0611 E-mail soudansien@areasaku.or.jp
	○ 佐久圏域障がい者就業・生活支援センター ほーぷ		
	所在地	〒385-0022 佐久市岩村田1880-4	電話 0267-66-3563 FAX 0267-66-3564 E-mail job-support@saku-cosmos.or.jp
	○ ケイジンさく発達相談支援センター		
	所在地	〒385-0051 佐久市中込3-2-8	電話 0267-64-1022 FAX 0267-64-1729 E-mail kjs@keijinnet.or.jp
	○ 社会福祉法人小諸学舎		
所在地	〒384-0806 小諸市大字塩野1-88	電話 0267-22-5545 FAX 0267-25-5360 E-mail info@komorogakusha.jp	
圏域	センターの所在地及び連絡先		
上小	● 上小圏域障害者総合支援センター (基幹相談支援センター ウイング・就業・生活支援センター シェイク)		
	所在地	〒386-0012 上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階	電話 0268-28-5522 FAX 0268-28-5520 E-mail siensent@po7.ueda.ne.jp(代表) shake-syugyo@po14.ueda.ne.jp(就業)
圏域	センターの所在地及び連絡先		
諏訪	● 諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス		
	所在地	〒392-0024 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	電話 0266-54-7713 FAX 0266-54-7723 E-mail info@suwa-oasis.jp
	○ 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター すわーくらいふ		
	所在地	〒392-0027 諏訪市湖岸通り5-18-23	電話 0266-54-7013 FAX 0266-52-7585 E-mail center@suwork-life.jp
	○ 信濃医療福祉センター		
所在地	〒393-0093 諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	電話 0266-27-8414 FAX 0266-27-7936	
圏域	センターの所在地及び連絡先		
上伊那	● 上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ		
	所在地	〒399-4511 上伊那郡南箕輪村6451-1	電話 0265-74-5627 FAX 0265-74-8661 E-mail ksc@ar.wakwak.com
圏域	センターの所在地及び連絡先		
飯伊	● 飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる		
	所在地	〒395-0024 飯田市東栄町3108番地1 さんとびあ飯田1階	電話 0265-24-3182 FAX 0265-24-3192 E-mail shien-center@hotmail.jp
	○ 飯田市子ども発達センター ひまわり		
所在地	〒395-0821 飯田市松尾新井5933-2	電話 0265-23-6097 FAX 0265-23-6091 E-mail himawari@city.iida.nagano.jp	
圏域	センターの所在地及び連絡先		
木曾	● 木曾障がい者総合支援センター ともに		
	所在地	〒399-5607 木曾郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	電話 0264-52-2494 FAX 0264-52-2497 E-mail tomoni@kisoshaji.net

障がい者

障がい者

圏域	センターの所在地及び連絡先		
松本	● 松本市障がい者基幹相談支援センター		
	所在地	〒390-0833 松本市双葉4-8 なんぷくプラザ1階	電話 0263-50-6931 FAX 0263-50-6932 E-mail kikan@eagle.ocn.ne.jp
	○ 障がい者相談支援センターあいほっと		
	所在地	〒390-0846 松本市南原2-16-13	電話 0263-26-2970 FAX 0263-88-2924 E-mail sogo-aihot@ymail.plala.or.jp
	○ ケ・セラ社会福祉士事務所		
	所在地	〒390-0826 松本市出川町11-6	電話 0263-88-5616 FAX 0263-88-5616 E-mail soudan@npo-que-sera.org
	○ 障害者相談支援センター中信		
	所在地	〒390-1702 松本市梓川梓2288-3	電話 0263-78-6203 FAX 0263-78-7204 E-mail soudan2@chushin-sws.jp
	○ 相談支援センターライフアシスト		
	所在地	〒390-0025 松本市寿台9丁目1-3	電話 0263-88-5252 FAX 0263-88-5353 E-mail soudan.lifeassist@alps-fukushi.com
	● 障がい者総合相談支援センター あるぷ ● 安曇野市障がい者基幹相談支援センター		
	所在地	〒390-8303 安曇野市穂高9181 穂高健康支援センター内	電話 0263-31-5844 FAX 0263-82-8864 E-mail alp@azuminofukushi.com
	● 塩尻・山形・朝日地域障がい者基幹相談支援センター ボイス		
	所在地	〒399-0731 塩尻市大門六番地4-6 塩尻市保健福祉センター1階	電話 0263-51-5353 FAX 0263-51-5363 E-mail voice5353@ca.wakwak.com
	● 筑北三村障がい者基幹相談支援センター		
	所在地	〒399-7501 東筑摩郡筑北村西条3846	電話 0263-66-3036 FAX 0263-66-3035 E-mail info@yamafuku.org
	● 麻績村障がい者総合相談支援センター		
	所在地	〒399-7501 東筑摩郡筑北村西条3846	電話 0263-66-3036 FAX 0263-66-3035 E-mail info@yamafuku.org
	● 生坂村障がい者総合相談支援センター		
	所在地	〒399-7201 東筑摩郡生坂村6271-1	電話 0263-69-3000 FAX 0263-69-3091 E-mail info@ikusaka-shakyo.or.jp
● 筑北村障がい者総合相談支援センター			
所在地	〒399-7501 東筑摩郡筑北村西条4195	電話 0263-66-2111 FAX 0263-66-3370 E-mail fukshi@vill.chikuhoku.lg.jp	
○ 大北圏域・松本圏域障がい者就業・生活支援センター しえるば松本			
所在地	〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本合同庁舎内	電話 080-4178-6678 FAX 0261-26-3856 E-mail sherpa@nagano-swc.com	
○ 社会福祉法人信濃の郷 白樺の家 松本連絡所			
所在地	〒390-0861 松本市蟻ヶ崎4丁目4-17	電話 070-3980-8686 E-mail verget1956shi@outlook.jp	
圏域	センターの所在地及び連絡先		
大北	● 大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット		
	所在地	〒398-0002 大町市大町1129 大町市総合福祉センター内	電話 0261-26-3855 FAX 0261-26-3856 E-mail sukuramu.jp@omachishakyo.org
	○ 大北圏域・松本圏域障がい者就業・生活支援センター しえるば大北		
所在地	〒399-0002 大町市大町1129 大町市総合福祉センター内	電話 0261-26-3862 FAX 0261-26-3856 E-mail taihoku@nagano-swc.com	



圏域	センターの所在地及び連絡先		
長野	○ 長野市北部障害者相談支援センター		
	所在地	〒380-0835 長野市大字南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座6階	電話 026-217-2281 FAX 026-217-2282 E-mail hokubu-soudan@indigo.plala.or.jp
	○ 長野市北部発達相談支援センター		
	所在地	〒381-0036 長野市平林1-30-1（ながの地域相談支援センターバターデイズ内）	電話 026-259-9975 FAX 026-243-1717 E-mail betterdays@moritoki.jp
	○ 長野市南部障害者相談支援センター		
	所在地	〒381-2226 長野市川中島町今井1387-5 ハーモニー桃の郷3階	電話 026-274-5871 FAX 026-274-5872 E-mail nanbu-soudan@bz04.plala.or.jp（相談）
	○ 長野市南部発達相談支援センター		
	所在地	〒381-2226 長野市川中島町今井1387-5 ハーモニー桃の郷3階（長野市南部障害者相談支援センター内）	電話 026-285-1900 FAX 026-274-5872 E-mail nanbu-soudan@bz04.plala.or.jp（相談）
	○ 長野市障害者地域移行コーディネートセンター		
	所在地	〒380-0915 長野市大字稲葉15-7 絆の会相談室内	電話 026-217-6637 FAX 026-213-6444 E-mail sodan@kizuna-nagano.or.jp
	○ 長野市障害者権利擁護サポートセンター		
	所在地	〒381-0036 長野市平林1丁目30-1（ながの地域相談支援センターバターデイズ内）	電話 026-262-1110 FAX 026-243-1717 E-mail betterdays-kenri@moritoki.jp
	○ ながの地域相談支援センターバターデイズ		
	所在地	〒381-0036 長野市平林1丁目30-1	電話 026-259-9975 FAX 026-243-1717 E-mail betterdays@moritoki.jp
	○ 児童発達支援センター にじいろキッズらいふ		
	所在地	〒380-0928 長野市若里6丁目6-14	電話 026-219-3781 FAX 026-223-6011 E-mail n.k.life-soudan@nagano-shajikyo.or.jp
○ 須高地域総合支援センター			
所在地	〒382-0087 須坂市須坂344-3 須坂ショッピングセンター内	電話 026-248-3750 FAX 026-214-0158 E-mail info@sukou-shien.jp	
○ 千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター			
所在地	〒389-0804 千曲市戸倉2388 千曲市ふれあい福祉センター2階	電話 026-275-0548 FAX 026-214-3013 E-mail cs-soudan@bh.wakwak.com	
○ 長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ			
所在地	〒380-0935 長野市中御所3-2-1 カネカビル1階	電話 026-214-3737 FAX 026-214-3971 E-mail post@with-nagano.com	
圏域	センターの所在地及び連絡先		
北信	● 北信圏域障害者総合相談支援センター ばれっと		
	所在地	〒383-0062 中野市大字笠原765-1	電話 0269-23-3525 FAX 0269-23-3521 E-mail hokushin3525@nkn.janis.or.jp
	○ ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター		
所在地	〒383-0002 中野市田上322	電話 0269-38-0615 FAX 0269-38-0617 E-mail nakapotu.hokushin-1344@ebony.plala.or.jp	

障がい者

# 長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター 市町村障がい者虐待防止センター

障がい者

〈事業の内容〉 障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を行うための「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行となり、また、「長野県障がい者共生条例」が令和4年4月1日に一部の規定を除き施行になりました。（令和4年10月1日に全部施行）

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、通報する義務があります。障がい者虐待を受けている障がい者本人が届け出をすることもできます。

## 【障害者虐待防止法に定める虐待者】

- ①身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など（養護者）
- ②障がい者福祉施設などの職員（障がい者福祉施設従事者等）
- ③勤め先の経営者など（使用者）

## 【障害者虐待防止法に定める虐待行為】

- ①身体的虐待：殴る、蹴る、身体拘束 等
- ②性的虐待：性的な行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する 等
- ③心理的虐待：怒鳴る、ののしる、無視する 等
- ④放棄・放置（ネグレクト）：食事を与えないなど世話を放棄する 等
- ⑤経済的虐待：勝手に財産を処分する、必要な金銭を渡さない 等

〈相談対象者〉 障がい者、家族、障がい者福祉施設従事者、使用者、その他障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人

〈相談担当者〉 長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター職員  
市町村障がい者虐待防止センター職員

〈相談の方法〉 電話、メール、FAX、郵便、来所

〈問い合わせ先〉 <長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター>  
026-235-7107 県庁内線2397  
(平日8時30分～17時15分)

<市町村障がい者虐待防止センター>  
各市町村役場にお問い合わせください。

〈施設所在地〉 <長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター>  
長野市大字南長野字幅下692-2

<市町村障がい者虐待防止センター>  
各市町村役場にお問い合わせください。

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sodan/kenriyogo/index.html>

〈担当課〉 健康福祉部障がい者支援課

## 障がい者

# 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

〈事業の内容〉 障がいのある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指した「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行され、また、「長野県障がい者共生条例」が令和4年4月1日に一部の規定を除き施行されました。（令和4年10月1日に全部施行）

この法律では、国・県・市町村などの役所や会社・お店などの事業者に対して、障がい者への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求めています。なお、法律では事業者による合理的配慮の提供は努力義務となっていますが、令和4年10月1日県条例の全部施行により、義務化されています。

当該相談窓口では、障がいを理由とする差別事案についての相談を受け付けています。

※「不当な差別的取扱い」の例

- ・障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。
- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ・障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

※「合理的配慮の提供」の例

- ・ドア開閉を手伝う、筆談のためメモ紙を用意する等の配慮をする。
- ・聴覚障がいのある人が問い合わせできるように、電話番号に加えてファックスやEメールアドレスを記載する。
- ・車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

〈相談対象者〉 障がい者、家族、事業者、その他関係者

〈相談担当者〉 担当職員、保健福祉事務所担当職員、市町村担当職員

〈相談の方法〉 電話相談、ファックス、電子メール及び来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 ○ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口（長野県障がい者支援課内）  
専用電話 026-235-7101  
FAX 026-234-2369  
専用Eメール s-kaisho@pref.nagano.lg.jp

○ 各保健福祉事務所福祉課「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」  
関連URLから相談窓口一覧をご覧ください。

○ 市町村「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」  
関連URLから相談窓口一覧をご覧ください。

〈施設所在地〉 県庁障がい者支援課内（72ページ参照）

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sodan/280404press.html>

〈担当課〉 健康福祉部障がい者支援課

## ほじょ犬相談

〈事業の内容〉 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用や同伴・使用に関する苦情や相談等に対応する。

〈相談対象者〉 制限はありません。

〈相談担当者〉 健康福祉部障がい者支援課職員、保健福祉事務所福祉課等の職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談等

〈問い合わせ先〉 ○ 健康福祉部障がい者支援課  
026-235-7104（県庁内線 2390）

○ 各保健福祉事務所福祉課

佐久	0267-63-3143
上田	0268-25-7123
諏訪	0266-57-2911
伊那	0265-76-6811
飯田	0265-53-0412
木曾	0264-25-2219
松本	0263-40-1913
大町	0261-23-6508
長野	026-225-9085
北信	0269-62-3943

○ 長野市内でのトラブルや長野市内にお住まいの方はこちらまで  
長野市役所障害福祉課  
026-224-5030

○ 松本市内でのトラブルや松本市内にお住まいの方はこちらまで  
松本市役所障がい福祉課  
0263-34-3212

〈施設所在地〉 各保健福祉事務所（73ページ参照）

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sodan/goannai.html>

〈担当課〉 健康福祉部障がい者支援課

障がい者

## 精神保健福祉相談

- 〈事業の内容〉 精神疾患や心の健康についての相談を行う。
- ・精神障がい者の地域生活についての相談
  - ・思春期・青年期・ひきこもりに関する心の健康についての相談
  - ・アルコール・薬物依存・ギャンブル依存等嗜癖についての相談
  - ・自死遺族への心の健康に関する相談
  - ・認知症等高齢者の心の健康についての相談
  - ・その他心の健康に関する相談

〈相談対象者〉 長野県にお住まいの方

〈相談担当者〉 保健福祉事務所：保健師、精神科医師（要予約）  
精神保健福祉センター：保健師、社会福祉担当、心理担当等

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談  
※来所による相談は、事前に予約をお願いします。  
(相談日がそれぞれ異なります。)

〈問い合わせ先〉

名 称	電 話 番 号	所 在 地
佐久保健福祉事務所	0267-63-3164	73ページ参照
上田保健福祉事務所	0268-25-7149	
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927	
伊那保健福祉事務所	0265-76-6837	
飯田保健福祉事務所	0265-53-0444	
木曾保健福祉事務所	0264-25-2233	
松本保健福祉事務所	0263-40-1938	
大町保健福祉事務所	0261-23-6529	
長野保健福祉事務所	026-225-9039	
北信保健福祉事務所	0269-62-6104	
(長野市) 長野市保健所	026-226-9960 (026-224-8730)	長野市若里6-6-1 (地域生活についての相談は、 市役所内障害福祉課へ)
(松本市) 松本市保健所	0263-34-3217	松本市丸の内3-7 東庁舎2階
精神保健福祉センター	026-266-0280	長野市大字下駒沢618-1
ひきこもり支援センター (精神保健福祉センター内)	026-266-0280	
こころの健康相談 統一ダイヤル (精神保健福祉センター内)	0570-064-556 電話相談 平日 9:30~16:00 18:30~22:00	
“消えてしまいたい” “家族や知人が死にたいと訴える” “身内が自殺してつらくてどうしようもない” などの自殺に関する相談		

電話相談 平日 8:30~17:15

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko/kenko/seishin/index.html>

〈担 当 課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

## 医療安全支援センター

〈事業の内容〉 患者や患者の家族等が、医療に関して抱えている心配、苦情等についての相談対応

〈相談対象者〉 医療に関して相談したい方

〈相談担当者〉 医療安全支援センター医療相談員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談、手紙・FAX・電子メールによる相談

〈問い合わせ先〉	相談先	電話番号等	所在地
	長野県 医療安全支援センター	TEL 026-235-7276 FAX 026-223-7106 E-mail iryosodan@pref.nagano.lg.jp	県庁健康福祉部 医療政策課内 (県庁内線 2615) (72ページ参照)
	佐久保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0267-63-3162 FAX 0267-63-3221 E-mail sakuho-somu@pref.nagano.lg.jp	各保健福祉 事務所内  73ページ参照
	上田保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0268-25-7147 FAX 0268-23-1973 E-mail uedaho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	諏訪保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0266-57-2925 FAX 0266-57-2953 E-mail suwaho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	伊那保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0265-76-6835 FAX 0265-76-7033 E-mail inaho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	飯田保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0265-53-0442 FAX 0265-53-0469 E-mail iidaho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	木曾保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0264-25-2231 FAX 0264-24-2276 E-mail kisocho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	松本保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0263-40-1937 FAX 0263-47-9293 E-mail matsuhoh-somu@pref.nagano.lg.jp	
	大町保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0261-23-6525 FAX 0261-23-2266 E-mail omachiho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	長野保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 026-223-2131 FAX 026-223-7669 E-mail nagaho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	北信保健福祉事務所 医療安全支援センター	TEL 0269-62-3105 FAX 0269-62-6036 E-mail hokuho-somu@pref.nagano.lg.jp	
	長野市 医療安全支援センター	TEL 026-226-6000 (医療相談専用電話) FAX 026-226-9981 E-mail h-soumu@city.nagano.lg.jp	〒380-0928 長野市若里6-6-1 長野市保健所内
	松本市 医療安全支援センター	TEL 0263-40-0800 (医療相談専用電話) FAX 0263-40-0811 E-mail h-soumu@city.matumoto.lg.jp	〒390-8765 松本市島立1020 松本市保健所内

受付日時 平日 8:30~12:00、13:00~17:15  
土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/sodan/iryo-sodan.html>

〈担当課〉 健康福祉部医療政策課

## 難病に関する相談

- 〈事業の内容〉 難病に関する医療や療養生活などの相談
- 〈相談対象者〉 難病患者及びその家族
- 〈相談担当者〉 難病相談支援員、医師
- 〈相談の方法〉 電話相談、メール相談、面接、訪問  
※ 面接相談及び医師による相談は、事前に予約が必要です。
- 〈問い合わせ先〉 長野県難病相談支援センター  
電 話 : 0 2 6 3 - 3 4 - 6 5 8 7  
F A X : 0 2 6 3 - 3 4 - 6 5 8 9  
E-mail : nanbyo@shinshu-u.ac.jp  
受付時間 平日 8:30~17:15
- 〈施設所在地〉 〒390-0802  
松本市旭2-11-30 (長野県松本旭町庁舎2階)
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/nanbyo/shiencenter.html>
- 〈担 当 課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

## 子どもの難聴に関する相談

- 〈事業の内容〉 ・難聴児の療育に関する相談  
・新生児聴覚スクリーニング検査に関する相談
- 〈相談対象者〉 難聴児の保護者等関係者
- 〈相談担当者〉 難聴児療育支援員、医師、言語聴覚士
- 〈相談の方法〉 電話相談、メール相談、面接、訪問
- 〈問い合わせ先〉 長野県難聴児支援センター (要予約)  
電 話 : 0 2 6 3 - 3 4 - 6 5 8 8  
F A X : 0 2 6 3 - 3 4 - 6 5 8 9  
E-mail : mimi@shinshu-u.ac.jp  
受付時間 平日 8:30~17:15
- 〈施設所在地〉 〒390-0802  
松本市旭2-11-30 (長野県松本旭町庁舎2階)
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/nanntyouji.html>
- 〈担 当 課〉 健康福祉部保健・疾病対策課

## 覚醒剤等薬物乱用相談窓口事業

- 〈事業の内容〉 住民からの覚醒剤等の薬物乱用に関する相談に応じる。
- 〈相談対象者〉 薬物乱用に関して相談したい方
- 〈相談担当者〉 保健福祉事務所職員、  
長野市・松本市保健所職員及び精神保健福祉センター職員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 相談窓口  
県保健福祉事務所は食品・生活衛生課が相談窓口になっています。  
(長野市保健所は食品生活衛生課、松本市保健所は食品・生活衛生課)

保健福祉事務所名	電話番号	所在地
佐久保健福祉事務所	0267-63-3165	73ページ参照
上田保健福祉事務所	0268-25-7150	
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2928	
伊那保健福祉事務所	0265-76-6865	
飯田保健福祉事務所	0265-53-0445	
木曾保健福祉事務所	0264-25-2235	
松本保健福祉事務所	0263-40-1940	
大町保健福祉事務所	0261-23-6528	
長野保健福祉事務所	026-225-9065	
北信保健福祉事務所	0269-62-3106	
長野市保健所	026-226-9970	〒380-0928 長野市若里6-6-1
松本市保健所	0263-40-0704	〒390-8765 松本市島立1020 県松本合同庁舎1階
精神保健福祉センター	026-266-0280	〒381-0008 長野市大字下駒沢 618-1

受付日時 平日 8:30~17:15  
土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

- 〈担当課〉 健康福祉部薬事管理課



## 信州パーソナル・サポート事業

〈事業の内容〉 様々な問題を抱えて生活に困窮されている方に対し、生活就労支援センター（愛称“まいさぼ”）が、地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の相談支援を行います。

### 【支援内容】

- ・ 支援対象者と問題点を共有化、支援方針・目標を設定、支援計画の作成
- ・ 関係支援機関への案内・同行
- ・ 各種の支援を実施する関係機関との連絡・調整
- ・ 居住、就労、食料等に関する支援

〈相談対象者〉 県民

〈相談担当者〉 相談支援員等

〈相談の方法〉 来所・電話相談等

〈問い合わせ先〉 お住まいの地域を所管するセンターにご相談ください。

### ○ 県センター

設置者	所管地域	相談先（愛称）	電話番号	相談受付 月～金 (休日除く)	所在地
県	南佐久郡 北佐久郡 小 県 郡	長野県佐久生活就労 支援センター まいさぼ信州佐久	0267-78-5255	9:30～17:00	佐久市取手町183 野沢会館2F
	諏訪郡	長野県諏訪生活就労 支援センター まいさぼ信州諏訪	0266-75-1202	9:30～17:00	下諏訪町162-4 砥川住宅A棟101
	上伊那郡	長野県上伊那生活就労 支援センター まいさぼ上伊那	0265-96-7845	9:30～17:00	南箕輪村4808-2 赤松荘内
	下伊那郡	長野県下伊那生活就労 支援センター まいさぼ下伊那	0265-49-4380	9:30～17:00	飯田市鈴加町2-21 斉藤ビル2階
	木曾郡	長野県木曾生活就労 支援センター まいさぼ木曾	0264-24-0057	9:30～17:00	大桑村殿1-24 大桑村民体育館内
	東筑摩郡	長野県東筑生活就労 支援センター まいさぼ東筑	0263-88-0180	9:30～17:00	山形村4520-1 保健センター いちいの里内
	北安曇郡	長野県・大町市生活就労 支援センター まいさぼ大町	0261-22-7083	9:30～17:00	大町市大町1129 大町総合福祉 センター1F
	埴科郡 (坂城町) 上高井郡 上水内郡	長野県長野生活就労 支援センター まいさぼ信州長野	026-267-7088	9:30～17:00	長野市中御所 岡田98-1 長野保健福祉事務所 庁舎内
	下高井郡 下水内郡	長野県・飯山市生活就労 支援センター まいさぼ飯山	0269-67-0269	9:30～17:00	飯山市飯山1211-1 飯山市福祉センター 2F

## ○市センター

設置者・ 所管地域	相談先（愛称）	電話番号	相談受付 月～金 （休日除く）	所在地
長野市	長野市生活就労支援 センター まいさぼ長野市	026-219-6880	8:30～17:15	長野市大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉 センター2F
松本市	松本市生活就労支援 センター まいさぼ松本	0263-34-3041	8:30～17:15	松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎 2階
	まいさぼとまり木松本	0263-50-6747	10:00～17:00	松本市浅間温泉1丁目21番9号
上田市	上田市生活就労支援 センター まいさぼ上田	0268-71-5552	9:00～17:00	上田市中央3丁目5番1号 上田市ふれあい福祉 センター内
岡谷市	岡谷市生活就労支援 センター まいさぼ岡谷市	0266-23-4811 (代表)	8:30～17:15	岡谷市幸町8番1号 (市役所内)
飯田市	飯田市生活就労支援 センター まいさぼ飯田	0265-49-8830	9:30～17:00	飯田市東栄町3108-1 さんとぴあ飯田内
諏訪市	諏訪市生活就労支援 センター まいさぼ諏訪市	0266-52-4141 (代表)	8:30～17:15	諏訪市高島一丁目22番30号 (市役所内)
須坂市	須坂市生活就労支援 センター まいさぼ須坂	026-248-9977	9:00～17:00	須坂市大字須坂344-1-60 須坂ショッピングセンター内
小諸市	小諸市生活就労支援 センター まいさぼ小諸	0267-31-5235	9:00～17:00	小諸市与良町6丁目5番1号 小諸市野岸の丘総合福祉 センター内
伊那市	伊那市生活就労支援 センター まいさぼ伊那市	0265-72-8186	8:30～17:15	伊那市山寺298-1 伊那市福祉まちづくり センター内
駒ヶ根市	駒ヶ根市生活就労支援 センター まいさぼ駒ヶ根	0265-83-2111 (代表)	9:00～17:00	駒ヶ根市赤須町20-1 (市役所内)
中野市	中野市生活就労支援 センター まいさぼ中野	0269-38-0221	8:30～17:15	中野市三好町一丁目3番19号 (市役所内)
大町市	大町市生活就労支援 センター まいさぼ大町	0261-22-7083	9:30～17:00	大町市大町1129番地 大町市総合福祉センター 1F
飯山市	飯山市生活就労支援 センター まいさぼ飯山	0269-67-0269	9:30～17:00	飯山市大字飯山1211番地1 飯山市福祉センター 2階
茅野市	茅野市生活就労支援 センター まいさぼ茅野市	0266-72-2101 (代表)	8:30～17:15	茅野市原塚原二丁目6番1号 (市役所内)
塩尻市	塩尻市生活就労支援 センター まいさぼ塩尻	0263-52-0026	8:30～17:15	塩尻市大門六番町4番6号 塩尻市保健福祉センター内
佐久市	佐久市生活就労支援 センター まいさぼ佐久市	0267-88-6511	9:30～17:00	佐久市下越16番地 5 あいとぴあ白田内
千曲市	千曲市生活就労支援 センター まいさぼ千曲	026-273-1111 (代表)	8:30～17:15	千曲市大字杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所福祉課内
東御市	東御市生活就労支援 センター まいさぼ東御	0268-75-0222	8:30～17:15	東御市鞍掛197 東御市総合福祉センター内
安曇野市	安曇野市生活就労支援 センター まいさぼ安曇野	0263-88-8707	8:30～17:30	安曇野市豊科4160-1 安曇野市社会福祉協議会 本所内

福祉全般

&lt;担 当 課&gt; 健康福祉部地域福祉課

## 【長野県社会福祉協議会】 生活福祉資金貸付事業

- 〈事業の内容〉 低所得、障がい者、高齢者世帯を対象とした生活資金の貸付を行っています。
- 〈相談対象者〉 県民
- 〈相談担当者〉 各市町村社会福祉協議会 担当職員
- 〈相談の方法〉 面談、電話、FAX
- 〈問い合わせ先〉
- 市町村社会福祉協議会  
(お住まいの市町村社協にお問い合わせください。)
  - 県社会福祉協議会  
〒380-0936  
長野市中御所岡田98-1  
電 話：026-226-2036  
FAX：026-291-5180
- 相談受付時間  
平日 9:00～17:00
- 〈関連URL〉 <http://www.nsyakyo.or.jp/life/loan.php>
- 〈担 当 課〉 独自事業 (担当：健康福祉部地域福祉課)

## H I V / エイズ、性感染症に関する相談

〈事業の内容〉 ・ H I V / エイズ、性感染症感染、予防に関する相談  
・ H I V / エイズ、性感染症検査に関する相談  
・ H I V / エイズ、性感染症に関する医療相談

〈相談担当者〉 医師、保健師または職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 ○ 各保健福祉事務所健康づくり支援課  
(H I V / エイズ、性感染症に関する相談電話)

佐久保健福祉事務所	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 6 4
上田保健福祉事務所	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 4 9
諏訪保健福祉事務所	0 2 6 6 - 5 7 - 5 6 5 6
伊那保健福祉事務所	0 2 6 5 - 7 6 - 9 9 7 7
飯田保健福祉事務所	0 2 6 5 - 5 2 - 0 8 1 2
木曾保健福祉事務所	0 2 6 4 - 2 4 - 2 2 2 0
松本保健福祉事務所	0 2 6 3 - 4 7 - 7 8 3 1
大町保健福祉事務所	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 2 7
長野保健福祉事務所	0 2 6 - 2 2 5 - 0 8 1 2
北信保健福祉事務所	0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 0 7

長野市保健所 0 2 6 - 2 2 6 - 9 9 6 6

松本市保健所 0 2 6 3 - 4 0 - 0 7 0 3

○ 健康福祉部感染症対策課  
0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 8 (県庁内線 2639)  
受付時間 平日 8:30~17:15

〈施設所在地〉 各保健福祉事務所 (73ページ参照)

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/aids/index.html>

〈担当課〉 健康福祉部感染症対策課

## ハンセン病に関する相談

〈事業の内容〉 ハンセン病療養所を退所された方々等の社会生活支援に関する相談

〈相談対象者〉 ハンセン病元患者及び患者

〈相談担当者〉 職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 健康福祉部感染症対策課  
0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 4 8 (県庁内線 2639)  
受付時間 平日 8:30~17:15

〈施設所在地〉 県庁感染症対策課 (72ページ参照)

〈担当課〉 健康福祉部感染症対策課

HIV感染者  
等ハンセン病  
元患者等

## 犯罪被害者等総合支援窓口

- 〈事業の内容〉 「犯罪被害者等総合支援窓口」では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族などからの見舞金や無料法律相談等のご相談やお問合せに対応し、関係機関、関係団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を行います。
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 職員
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 犯罪被害者等総合支援窓口  
・相談専用電話 026-235-7106  
・受付時間 平日8:30~17:15
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinkendanjo/kurashi/jinkendanjo/sodan/higaisha/index.html>
- 〈施設所在地〉 県庁人権・男女共同参画課（72ページ参照）
- 〈担当課〉 県民文化部人権・男女共同参画課

犯罪被害者等

## 犯罪被害給付制度

- 〈事業の内容〉 犯罪被害給付制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金には、次の3種類があります。

遺族給付金	犯罪被害者遺族の方に支給される
障害給付金	犯罪被害者の方に障害が残った場合に支給される
重傷病給付金	犯罪被害者の方が重い傷害を受け又は疾病にかかった場合に支給される

- 〈問い合わせ先〉 警察本部警務部警務課 犯罪被害者支援室  
電話（代表）026-233-0110（内線）2651~2653  
受付時間 平日 8:30~17:15
- 〈施設所在地〉 県庁内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 （県警ホームページ）  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部警務部警務課 犯罪被害者支援室

## 【認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター】 （犯罪被害者等早期援助団体）

- 〈事業の内容〉
- 犯罪被害者等の悩み等に対する相談
    - ・ 電話相談
    - ・ 電話相談の結果、必要に応じて面接相談を実施（公認心理師、臨床心理士、弁護士等の専門家による面接相談あり）
  - 犯罪被害者等に対する直接的支援活動
    - ・ 警察・裁判所・病院等への付き添い
    - ・ 公判の代理傍聴等、役務の提供
  - 被害者緊急支援金支給事業
    - ・ 相談を受理している身体犯の被害者に対し、必要に応じて支援金を支給するもの
- 〈相談対象者〉 犯罪、事故による被害者及びその家族
- 〈相談担当者〉 相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談（必要に応じて面接相談実施）
- 〈問い合わせ先〉 相談電話  
長野：026-233-7830  
中信：0263-73-0783  
相談受付時間  
土・日・祝日を除く 10:00～16:00
- 〈施設所在地〉 （犯罪被害者等早期援助団体）認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター  
長野市大字南長野南県町685番地2号 長野県食糧会館3階
- 〈関連URL〉 <http://nagano-vs.net/>
- 〈担当課〉 センター独自事業（担当：警察本部警務課 犯罪被害者支援室）

犯罪  
被害者等

## 【法テラス長野地方事務所】 犯罪被害者支援

〈事業の内容〉 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続きへの適切な関与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援団体等に関する情報を提供します。  
また、内容によっては犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

〈相談対象者〉 制限はありません。

〈相談担当者〉 情報提供担当職員が相談にあたります。

〈相談の方法〉 電話・面談等（面談は予約優先制）

〈問い合わせ先〉 犯罪被害者支援ダイヤル

・電話 0120-079714

・平日 9:00～21:00

・土曜日 9:00～17:00

・ホームページ（24時間いつでも情報の検索や問い合わせが可能）

URL <https://www.houterasu.or.jp/>

・面談の場合は法テラス長野地方事務所にて対応。

（平日 9:00～17:00）

〈施設所在地〉 〒380-0835

長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階

日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所

## 【長野保護観察所】 犯罪被害者等に対する支援

- 〈事業の内容〉
- 1 意見聴取制度  
仮釈放や少年院からの仮退院等を許すか否かの判断をするために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を、審理を行っている委員に述べることができる制度。ただし、審理期間中のみ利用可能。加害者の仮釈放・仮退院の審理が開始されたことは、下記3の通知制度を利用することにより知ることができる。
  - 2 心情伝達制度  
被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況等をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝える制度。ただし、加害者の保護観察中のみ利用可能。加害者の保護観察が開始されたことは、下記3の通知制度を利用することにより知ることができる。
  - 3 加害者に関する情報の通知制度  
加害者が刑事処分、保護処分になった場合に、加害者の情報を伝達する制度。保護観察所からは、①保護観察開始に関する事項 ②保護観察中の処遇状況に関する事項 ③保護観察の終了に関する事項が通知される。
  - 4 相談・支援  
被害の回復等や刑事に関する手続への適切な関与のための支援を行う。
- 〈相談対象者〉
- 上記1の対象者：  
仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方。被害を受けた方の法定代理人、被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
- 上記2の対象者：  
加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方。被害を受けた方の法定代理人、被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
- 上記3の対象者：  
①加害者が刑事処分に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人で通知の申出をされている方  
②保護処分に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方、その法定代理人、被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士で通知の申出をされている方
- 上記4の対象者：  
犯罪被害に遭われた方やその親族
- 〈相談担当者〉 被害者担当官（保護観察官）、被害者担当保護司
- 〈相談の方法〉 電話、来所による相談
- 〈問い合わせ先〉 長野保護観察所  
被害者専用電話 026-234-2060  
平日 10:00～16:00
- 〈施設所在地〉 〒380-0846  
長野市旭町1108
- 〈担当課〉 長野保護観察所企画調整課

犯罪  
被害者等



## 長野県性暴力被害者支援センター"りんどうハートながの"

- 〈問い合わせ先〉 相談専用電話 #8891 又は 026-235-7123  
(24時間365日)  
E-mail rindou-heart@pref.nagano.lg.jp  
※詳細は6ページを参照

### 【長野保護観察所】 更生緊急保護

- 〈事業の内容〉 親族からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合の緊急の保護
- 〈相談対象者〉 刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、原則6ヶ月以内の人
- 〈相談担当者〉 保護観察官
- 〈相談の方法〉 来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 長野保護観察所  
電話 026-234-1993  
平日 8:30~17:15
- 〈施設所在地〉 〒380-0846  
長野市旭町1108
- 〈担当課〉 長野保護観察所処遇部門

犯罪被害者等

刑を終えて出所した人

## 消費生活相談

〈事業の内容〉 消費生活センターに消費生活相談員を配置し、架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談処理にあたる。

〈相談対象者〉 消費者

〈相談担当者〉 消費生活相談員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 県消費生活センター

センター名	電話番号・FAX	相談受付日時
北信消費生活センター	TEL 026-217-0009 FAX 026-235-7374	平日 8:30～ 17:00
中信消費生活センター	TEL 0263-40-3660 FAX 0263-40-3701	
南信消費生活センター	TEL 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703	
東信消費生活センター	TEL 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998	

〈施設所在地〉

センター名	所在地
北信消費生活センター	〒380-8570 長野市大字南長野幅下692-2 長野県庁西庁舎2階
中信消費生活センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階
南信消費生活センター	〒395-0034 飯田市追手町2-641-47
東信消費生活センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎6階

〈関連URL〉 <https://www.nagano-shohi.net/>

〈担当課〉 県民文化部くらし安全・消費生活課

〈その他〉 各市町村にも消費生活センター又は相談窓口があります。  
「188（局番なし）」でお近くの相談窓口に電話がつながります。

# 交通事故相談所

〈事業の内容〉 交通事故被害者やその家族等の損害賠償、その他交通事故に関連する相談に対する助言、指導及び関係援護機関へのあっ旋

1 主な相談内容

- ・損害賠償の請求方法（自賠責保険、任意保険）
- ・示談の進め方
- ・過失割合の決め方、賠償額の計算方法
- ・治療費用と労災保険、健康保険、社会保険の関係
- ・調停、訴訟手続きに関すること
- ・交通事故に関する生活上の問題 など

2 関係援護機関への紹介・あっ旋

相談内容により、必要がある場合は、(公財)交通事故紛争処理センター、地方法務局、保健福祉事務所、公共職業安定所、弁護士会等関係機関を紹介・あっ旋します。

3 相談場所

県下3ヶ所（本所、松本支所、飯田支所）のほか、その他の7地域において、相談員が出向いて、定期的に巡回相談を行っています。

4 その他

示談交渉の「あっ旋」はいたしかねますので御了承ください。

〈相談対象者〉 交通事故被害者及びその家族や雇用主、友人等。  
(交通事故加害者の相談も受け付けている。)

〈相談担当者〉 交通事故相談員（専任）が対応。

〈相談の方法〉 来所による面接相談、電話相談

〔巡回相談等で不在になることがありますので、面接相談を希望される場合は、事前に電話で予約をお願いします。〕

〈問い合わせ先〉 1 交通事故相談所（常設相談所）

相談場所	電話番号	場所	相談受付時間	所在地
長野本所	026-235-7175	長野合同庁舎南庁舎内	平日 8:30～ 17:00	72 ページ 参照
松本支所	0263-40-1949	松本合同庁舎内		
飯田支所	0265-53-0429	飯田合同庁舎内		

2 巡回相談

- ・相談時間 10:00～15:00

相談日は下記地域振興局総務管理（・環境）課又は上記常設相談所にお問い合わせください。

- ・相談場所（7地域）

佐久地域振興局	0267-63-3133	所在地 72ページ参照
上田地域振興局	0268-25-7113	
諏訪地域振興局	0266-57-2902	
上伊那地域振興局	0265-76-6803	
木曾地域振興局	0264-25-2213	
北アルプス地域振興局	0261-23-6502	
北信地域振興局	0269-23-0214	

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/kurashi/anken/taisaku/taisakugakari/sodanjo.html>

〈担当課〉 県民文化部くらし安全・消費生活課

## 教育相談事業

〈事業の内容〉 保護者、児童生徒、教師等からのいじめ・不登校等の教育全般の相談に応じ、児童生徒の健全な育成に資する。

〈相談対象者〉 保護者、児童生徒、教師等

〈相談担当者〉 指導主事、教育相談員

〈相談の方法〉 ○ 5教育事務所と総合教育センターに電話若しくは直接来所して相談する。

〈問い合わせ先〉 ○ 各教育事務所（所在地73ページ参照）

東信教育事務所	0267-24-5570
南信教育事務所	0265-72-4647
飯田事務所	0265-53-0462
中信教育事務所	0263-47-7830
北信教育事務所	026-232-7830

受付時間  
平日  
9:00~17:00

○ 総合教育センター

0263-53-8811

(〒399-0711 塩尻市片丘南唐沢6342-4)

受付時間 平日 9:00~17:00

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>

〈担当課〉 教育委員会事務局心の支援課

## 特別支援学校人権相談

〈事業の内容〉 特別支援学校での人権にかかわった問題について相談に応じます。

〈相談対象者〉 特別支援学校に在籍している幼児・児童・生徒及びその保護者

〈相談担当者〉 特別支援学校 教頭、人権教育担当者、教育相談担当者  
特別支援教育課 担当

〈相談の方法〉 電話相談

〈問い合わせ先〉

学 校 名	電 話 番 号
長 野 盲 学 校	0 2 6 - 2 4 3 - 7 7 8 9
松 本 盲 学 校	0 2 6 3 - 3 2 - 1 8 1 5
長 野 ろ う 学 校	0 2 6 - 2 4 1 - 5 3 2 0 (FAX 026-244-9217)
松 本 ろ う 学 校	0 2 6 3 - 5 8 - 3 0 9 4 (FAX 0263-85-1411)
長 野 養 護 学 校	0 2 6 - 2 9 6 - 8 3 9 3
伊 那 養 護 学 校	0 2 6 5 - 7 2 - 2 8 9 5
松 本 養 護 学 校	0 2 6 3 - 5 9 - 2 2 3 4
諏 訪 養 護 学 校	0 2 6 6 - 6 2 - 5 6 0 0
花 田 養 護 学 校	0 2 6 6 - 2 8 - 3 0 3 3
稲 荷 山 養 護 学 校	0 2 6 - 2 7 2 - 2 0 6 8
若 槻 養 護 学 校	0 2 6 - 2 9 5 - 5 0 6 0
上 田 養 護 学 校	0 2 6 8 - 3 5 - 2 5 8 0
寿 台 養 護 学 校	0 2 6 3 - 8 6 - 0 0 4 6
飯 田 養 護 学 校	0 2 6 5 - 3 3 - 3 7 1 1
安 曇 養 護 学 校	0 2 6 1 - 6 2 - 4 9 2 0
小 諸 養 護 学 校	0 2 6 7 - 2 2 - 6 3 0 0
飯 山 養 護 学 校	0 2 6 9 - 6 7 - 2 5 8 0
木 曾 養 護 学 校	0 2 6 4 - 2 2 - 3 5 5 3
教育委員会事務局 特別支援教育課	0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 5 6 (県庁内線 4378、4379) (FAX 026-235-7459)
須坂市立須坂支援学校	0 2 6 - 2 4 5 - 0 0 8 2

相談時間 平日 8:30～17:15

〈担 当 課〉 教育委員会事務局特別支援教育課

# 高等学校等の奨学金等の貸与制度

〈事業の内容〉

## 1 奨学金等の概要

	奨 学 金	遠 距 離 通 学 費	定 時 制 通 信 制 課 程 修 学 奨 励 金
趣 旨	高等学校等※1に在学する者で、向学心を有しながら、経済的理由により修学が困難である者の修学の奨励及び通学費等の負担の軽減		勤労青少年の高等学校の定時制及び通信制への修学促進
貸与月額※2	公立 18,000円 私立 30,000円	通学費等の月額の7/10 〔 千円未満切捨て 〕 上限 26,000円	14,000円
償還期間	卒業等後1年据置、 貸与期間の3倍の期間		・卒業したときは償還免除 ・退学等後6ヵ月据置、貸与期間の相当期間
利子	無 利 子		

※1 高等学校等…高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、

特別支援学校の高等部、専修学校高等課程

※2 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合は、

本人の希望により最大12ヶ月分の一括貸与可能

## 2 奨学金等の併給の可否

区 分	奨 学 金	遠 距 離 通 学 費	修 学 奨 励 金
奨 学 金		○	×
遠 距 離 通 学 費	○		○
修 学 奨 励 金	×	○	

〈問合わせ先〉

各高等学校

教育委員会事務局高校教育課

026-235-7428（県庁内線4354）

受付時間 平日 8:30~17:15

〈関連URL〉

<https://www.pref.nagano.lg.jp>

/kyoiku/koko/gakko/gakko/shogakukin/index.html

〈担 当 課〉

教育委員会事務局 高校教育課

教育関係

# 私立高等学校授業料等軽減事業

授業料や入学金の軽減に関する制度です。

最新情報は以下の問合わせ先へ御確認ください。

〈問合わせ先〉

在籍する私立高等学校

県民文化部県民の学び支援課私学振興係

026-235-7058（県庁内線2544）

〈担 当 課〉

県民文化部県民の学び支援課私学振興係

# 県営住宅への優先入居制度

〈事業の内容〉 特に住宅に困窮している事情のある者が県営住宅に優先的に入居できるよう配慮した、入居者選考制度を設定。

## 1 優先入居対象者

優先入居対象区分	優先入居対象世帯の概要
生活保護世帯	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
障がい者世帯	<p>入居申込者又は同居の親族のいずれかが次に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表ノ2に掲げる特別項症から第6項症までの障がいの程度にある者又は別表第1号表ノ3に掲げる第1款症の程度にある者</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている者で、1級から4級に相当する障がいのある者</li> <li>・療育手帳の交付を受けている者で、県健康福祉部の定める障がいの程度の区分表による判定が重度又は中程度である者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級から2級に相当する障がいのある者</li> </ul>
母子及び父子世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養している者
高齢者世帯	<p>入居申込者が60歳以上で、同居する親族のすべてが次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の者</li> <li>・60歳以上の者</li> <li>・上記「障がい者世帯」に該当する者</li> </ul>
引揚者世帯	終戦前から引続き日本国籍を有し、かつ日本以外の地域に居住していた者等
中国残留邦人等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条に規定する者
多子世帯	同居者に、18歳未満の子が3人以上いる者
子育て世帯	同居者に、中学校卒業までの子等のいる世帯
配偶者又は配偶者以外の者からの暴力被害者世帯	女性相談センター所長又は福祉事務所長の入居依頼があった者
犯罪被害者等世帯	犯罪の被害により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者
その他世帯	著しく住宅に困窮し、優先的に入居を認めることが適当な者

## 2 選考方法

### (1) 抽選による選考

優先入居対象者は2回抽選（一般の申込者は1回）

### (2) 評価による選考

住宅困窮度を点数により評価し、入居の可否を決定

評価が基準を満たしている場合には、点数が上位の者から入居可

※「子育て世帯」「犯罪被害者等世帯」については評価による選考はなし

## 3 優先入居の事実を証明する書類

申し込みには、障害者手帳など、その事実を証明する書類等が必要

〈問い合わせ先〉 県営住宅を管轄する建設事務所建築担当課（所在地73ページ参照）

佐 久	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 5 9
上 田	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 4 3
諏 訪	0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 2 3
伊 那	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 3 1
飯 田	0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 3 3
木 曾	0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 2 9
松 本	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 3 4
大 町	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 2 4
長 野	0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 2 9
北 信	0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 2 0

受付時間 平日8:30~17:15

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/jutaku/kurashi/sumai/kene/joho/index.html>

〈担 当 課〉 建設部建築住宅課 公営住宅室



## 【法テラス長野地方事務所】 情報提供

- 〈事業の内容〉 法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します。
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 情報提供担当職員が相談にあたります。
- 〈相談の方法〉 電話・面談等（面談は予約優先制）
- 〈問い合わせ先〉 サポートダイヤル
- ・電話 0570-078374
  - ・平日 9:00～21:00
  - ・土曜日 9:00～17:00
  - ・ホームページ（24時間いつでも情報の検索や問い合わせが可能）  
URL <https://www.houterasu.or.jp/>
  - ・面談の場合は法テラス長野地方事務所にて対応。  
（平日 9:00～17:00）
- 〈施設所在地〉 日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所  
〒380-0835  
長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階

## 【法テラス長野地方事務所】 民事法律扶助

- 〈事業の内容〉 経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います（代理援助・書類作成援助）。
- 〈相談対象者〉 「資力（月収及び預貯金）が一定額以下」の方が対象となります。  
個人の方が対象となります。  
月収（手取り・賞与含む）・預貯金の目安  
例：単身者 182,000円以下、預貯金180万円以下  
\*家賃・住宅ローン・医療費などの出費がある場合は一定額が考慮されます。  
\*詳しくは法テラス長野地方事務所までお問い合わせください。
- 〈相談担当者〉 弁護士・司法書士
- 〈相談の方法〉 法律相談は事前予約制（1回30分。同一問題につき3回が限度）
- ・法テラス長野地方事務所での相談の他、法テラスと契約をしている弁護士  
司法書士の事務所でも相談が可能
- 〈問い合わせ先〉 法テラス長野地方事務所
- ・電話 0570-078327
  - ・業務時間 平日 9:00～17:00
- 〈施設所在地〉 日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所  
〒380-0835  
長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階

## 労働相談事業

〈事業の内容〉 労働問題全般について、公正・中立な立場でアドバイスを行う。

〈相談対象者〉 労働者、使用者

〈相談担当者〉 労働相談員及び労政事務所職員

〈相談の方法〉 電話・メールによる相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 各労政事務所（4か所）

東信労政事務所	0268-25-7144 0268-23-1629（相談専用）
南信労政事務所	0265-76-6833
中信労政事務所	0263-40-1936
北信労政事務所	026-234-9532

受付時間 平日 8:30～17:15

〈施設所在地〉

東信	〒386-8555	上田市材木町1-2-6	県上田合同庁舎内
南信	〒396-8666	伊那市荒井3497	県伊那合同庁舎内
中信	〒390-0852	松本市島立1020	県松本合同庁舎内
北信	〒380-0836	長野市南長野南県町686-1	県長野合同庁舎内

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/sodan/rodo/index.html>

〈担当課〉 産業労働部労働雇用課

## 労働教育講座事業

〈事業の内容〉 労働問題及び社会経済問題に関する基本的な知識を体系的に習得するための講座を行う。

○ 地区労働フォーラム

労働基準法を基本に労働問題全般について、地域の実情に合わせ、時宜に合った課題をテーマに講習会等を実施する。

- ・対象者 労働者、使用者及び一般県民
- ・開催回数 年4回（予定）

○ 心の健康づくりフォーラム

健康で安心して働ける環境づくりのため、職場のメンタルヘルスについて講習会等を実施する。

- ・対象者 労働者、使用者及び一般県民
- ・開催回数 年4回（予定）

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/shuro/koza.html>

〈担当課〉 産業労働部労働雇用課

## 【外国人材受入企業サポート事業】

- 〈事業の内容〉 人手不足の解消や海外展開等のため、外国人材の受入れを希望する県内企業等からの相談に対応
- 〈相談対象者〉 外国人材の受入れを希望する県内企業等
- 〈相談担当者〉 行政書士
- 〈相談の方法〉 電話相談、面接相談（事前予約制）
- 〈問い合わせ先〉 長野県外国人材受入企業サポートセンター  
電話:026-217-1471  
FAX:026-217-1472  
Email:nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp
- 〈施設所在地〉 長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内
- 〈関連URL〉 <https://nagano-gaisapo.org/>
- 〈担当課〉 産業労働部労働雇用課

## 創業相談（信州スタートアップステーション）

- 〈事業の内容〉 新たな価値を産み出す創業・新規事業創出に関する相談対応及びセミナー等を開催します。また、創業希望者や創業後間もない企業及び支援機関等の交流の場を提供します。
- 〈相談対象者〉 創業希望者、創業後間もない企業等
- 〈相談担当者〉 有限責任監査法人トーマツ（運営受託者）のコンサルタント、公認会計士、中小企業診断士等
- 〈相談の方法〉 来所・電話・メール・Web会議ツールによる面接相談
- 〈問い合わせ先〉 信州スタートアップステーション運営事務局  
（有限責任監査法人トーマツ TEL. 070-4548-2758  
電子メール：shinshuss@tohatsu.co.jp）
- 〈施設所在地〉 〒390-0874 松本市大手3丁目3番9号 ICT拠点施設「サザンガク」内  
〒380-0833 長野市鶴賀権堂町2312-1 「NICOLLAP」内
- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/sogyo/sss.him>
- 〈担当課〉 産業労働部経営・創業支援課

## 移住・UIJターン転職に関する相談業務

- 〈事業の内容〉 長野県へのUIJターン就職を希望される方に対し、県内企業の求人情報の提供、就業相談を行う。  
銀座NAGANO（5階）において、ハローワークを併設し、就業支援ナビゲーターが仕事の相談に対応。
- ・求職者等に対する県内企業の求人情報の提供
  - ・個別面談、電子メールによる就業相談
  - ・職業紹介・職業斡旋（ハローワークのみ）
  - ・ホームページ「楽園信州」による情報発信
- 〈相談対象者〉 長野県へのUIJターン就職を希望する者
- 〈相談担当者〉 信州暮らし案内人、就業支援ナビゲーター
- 〈相談の方法〉 来所、電話、電子メール、オンライン
- 〈問い合わせ先・所在地〉
- 企画振興部信州暮らし推進課  
（信州暮らし案内人）  
電 話 026-233-1794  
E-mail iju@pref.nagano.lg.jp  
受付時間 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）  
所 在 地 県庁信州暮らし推進課（72ページ参照）
  - 「銀座NAGANO」5階（ハローワーク併設）  
（信州暮らし案内人、就業支援ナビゲーター）  
電 話 03-6274-6016  
受付時間 10:00～17:00  
（移住相談：祝日・年末年始を除く）  
（ハローワーク：日月・祝日・年末年始を除く）  
所 在 地 〒104-0061  
東京都中央区銀座5-6-5 NOCO 5階
- 〈関連URL〉 <https://www.rakuen-shinsyu.jp/>（楽園信州HP）
- 〈担 当 課〉 企画振興部信州暮らし推進課

## 地域就労支援センター（愛称：Jobサポ）事業

- 〈事業の内容〉 職業紹介を行う専門のアドバイザーが、子育て中の女性や障がい者などお仕事にお困りの方の意向等を伺いながら伴走型で事業者とのマッチングを実施
- 〈相談対象者〉 子育て中の女性、障がい者（発達障がい者、難治性疾患患者を含む。）、中国帰国者、ひとり親家庭の父母（母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦）等、ひきこもりの状態にある方、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方・就職が困難になった方、その他お仕事にお困りの方
- 〈相談担当者〉 専門アドバイザー
- 〈相談の方法〉 面接相談、オンライン相談（事前予約制）
- 〈問い合わせ先〉 地域就労支援センター「Jobサポ」事務局  
電話：050-2000-7228（受付時間：平日9時30分～17時30分）
- 〈関連URL〉 <https://jobsapo-nagano.jp/>
- 〈担 当 課〉 産業労働部労働雇用課

## ジョブカフェ信州運営事業

〈事業の内容〉 若年者に対して、キャリアコンサルティング、就職に関する情報提供、職業紹介などのサービスをワンストップで提供するほか、必要に応じセミナーや就労体験などのサービスを提供

### 【施設内事業】

- ・キャリアコンサルティング（就職相談）
- ・就職に関する情報提供
- ・職業紹介  
（併設ハローワークで、求人検索や相談員による職業を紹介）
- ・セミナーの開催  
（ヒューマンスキルの修得、履歴書作成や面接の受け方などの支援）

### 【施設外事業】

- ・就業支援地域アドバイザー派遣事業  
（個別相談、セミナー講師など）
- ・ミニジョブカフェ事業  
（市町村と共同で個別相談会やセミナーを開催）
- ・就労体験事業（ジョブチャレ）  
（農業、公園管理、福祉施設、製造業、販売業など）

〈相談対象者〉 40代前半までの、失業者・無業者、フリーター、学生・生徒

〈相談担当者〉 就業支援アドバイザー

〈相談の方法〉 来所による面接相談、オンライン相談

〈問い合わせ先〉 ジョブカフェ信州  
E-mail: jobcafe-shinshu@pref.nagano.lg.jp

松本センター	TEL 0263-39-2250 FAX 0263-39-2260 受付時間：平日8:30～17:15
長野分室	TEL 026-228-0320 FAX 026-228-0360 受付時間：平日9:00～17:15
銀座サテライト	TEL 0120-275-980 ※予約制・開所日は原則日曜日（年末年始除く） 対象：学生・卒業後概ね3年以内の方

〈施設所在地〉

松本センター	〒390-0815 松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル1階、2階
長野分室	〒380-0835 長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座4階
銀座サテライト	〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目6-5 NOCOビル5階 銀座NAGANO内

〈関連URL〉 <https://www.jobcafe-shinshu.pref.nagano.lg.jp/>

〈担当課〉 産業労働部労働雇用課

## 労使紛争解決のあっせん

〈事業の内容〉 労働委員会では、労働者個人と事業主間の労働に関するトラブル解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

- トラブルの例・・・
  - ・会社を突然解雇されてしまった。納得できない。
  - ・パートで働いているが、何の説明もなく時給を下げられた。
  - ・職場でのいじめ・いやがらせにより退職に追い込まれた。
  - ・配置転換を命令したが、なかなか従業員に納得してもらえない。・・・など
- あっせんとは・・・
 

経験豊かなあっせん員が、労使双方の主張を確かめ、場合によりあっせん案を示しながら労使双方に働きかけ、トラブルの自主的解決を援助する制度です。

手続きは簡単・無料で、相談・あっせんの秘密は守られます。

県内に所在する事業所に勤務する（していた）労働者又は事業主のどちらからも申請できます。
- あっせん員とは・・・
 

公益委員(大学教授・弁護士など)、労働者委員(労働組合役員)、使用者委員(企業経営者など)、事務局職員の4者構成を原則とします。
- まずは労政事務所にご相談を
 

県内4か所の労政事務所では、専門の労働相談員がトラブルの解決方法をアドバイスします。

解決方法としてあっせんが適当であれば申請を助言します。

〈相談対象者〉 労働者の方・事業主の方

〈相談担当者〉 労働委員会事務局職員  
労働相談員又は労政事務所職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問合わせ先〉 長野県庁労働委員会事務局  
電 話 026-235-7468 (県庁内線 4255)  
労政事務所 (4か所)

東信労政事務所	0268-25-7144
南信労政事務所	0265-76-6833
中信労政事務所	0263-40-1936
北信労政事務所	026-234-9532

〈施設所在地〉 県庁8階 労働委員会事務局  
労政事務所 (4か所)

東 信	〒386-8555	上田市材木町1-2-6	県上田合同庁舎内
南 信	〒396-8666	伊那市荒井3497	県伊那合同庁舎内
中 信	〒390-0852	松本市大字島立1020	県松本合同庁舎内
北 信	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1	県長野合同庁舎内

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>

〈担 当 課〉 労働委員会事務局

## 【長野労働局】 総合労働相談

〈事業の内容〉 あらゆる分野の労働相談を受けるとともに、必要な関連情報を提供します。

〈相談対象者〉 労働者の方、事業主の方

〈相談担当者〉 総合労働相談員

〈相談の方法〉 電話相談、来局（署）による面接相談

〈問い合わせ先〉

名 称	電 話 番 号	所 在 地	相 談 時 間
長野労働局総合労働相談コーナー	026-223-0551 (代表)	〒380-8572 長野市中御所1丁目22-1 4F 雇用環境・均等室内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
長野総合労働相談コーナー	026-480-0631 (代表)	〒380-8573 長野市中御所1丁目22-1 1F 長野労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
松本総合労働相談コーナー	0263-48-5707 (代表)	〒390-0852 松本市大字島立1696 松本労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
岡谷総合労働相談コーナー	0266-22-3454 (代表)	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4 岡谷労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
上田総合労働相談コーナー	0268-22-0338 (代表)	〒386-0025 上田市天神2-4-70 上田労働総合庁舎 3F 上田労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
飯田総合労働相談コーナー	0265-22-2635 (代表)	〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎 3F 飯田労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
中野総合労働相談コーナー	0269-22-2105 (代表)	〒383-0022 中野市中央1-2-21 中野労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
小諸総合労働相談コーナー	0267-22-1760 (代表)	〒384-0017 小諸市三和1-6-22 小諸労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
伊那総合労働相談コーナー	0265-72-6181 (代表)	〒396-0015 伊那市中央5033-2 伊那労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分
大町総合労働相談コーナー	0261-22-2001 (代表)	〒398-0002 大町市大町2943-5 大町労働基準監督署内	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～17時00分

〈関連URL〉 長野労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

〈担 当 課〉 長野労働局雇用環境・均等室

## 【長野労働局】 個別労働紛争解決制度

〈事業の内容〉 解雇、配置転換、賃下げなどの労働条件やいじめなど個々の労働者と事業主の間のトラブル（個別労働関係紛争）の解決に向け、長野労働局が相手方への助言や当事者間の調整などを行います。

### 1 制度の内容

内 容	概 要
労働局長による 助 言 ・ 指 導	当事者間で解決が困難な案件について、労使それぞれに助言・指導を行います。
あ っ せ ん	紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、長野紛争調整委員会（弁護士・大学教授など）が紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより円滑な解決（あっせん）を図ります。

\*民事裁判などと異なり、費用も時間もかからない簡易な手続きが特徴です。

### 2 あっせんの手続き

長野労働局雇用環境・均等室、各総合労働相談コーナーへあっせん申請書を提出してください。

〈問合わせ先〉 ※問合わせ先は50ページ参照

〈関連URL〉 長野労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

〈担 当 課〉 長野労働局雇用環境・均等室



## 【長野労働局】 男女の雇用機会均等確保、育児・介護休業等仕事と家庭の両立 支援、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善の相談

- 〈事業の内容〉 職場における性別を理由とした差別に関する事、妊娠等を理由とする不利益取扱い・ハラスメントに関する事、女性労働者の母性健康管理等に関する事、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関する事、育児休業・介護休業に関する事、パートタイム・有期雇用労働に関する事などの相談に対応し、内容により行政指導、紛争解決援助を行います。
- 〈相談対象者〉 労働者の方、事業主の方
- 〈相談担当者〉 雇用環境・均等室職員、雇用均等指導員
- 〈相談の方法〉 電話、来局による相談
- 〈問い合わせ先〉 長野労働局雇用環境・均等室  
電 話 026-227-0125  
・相談時間 月～金（祝日・年末年始は除く）  
8:30～17:15
- 〈施設所在地〉 〒380-8572 長野市中御所1-22-1  
長野労働局雇用環境・均等室
- 〈関連URL〉 長野労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>
- 〈担 当 課〉 長野労働局雇用環境・均等室

## 【長野労働局】 労働条件等の相談

〈事業の内容〉 労働時間・賃金の支払等労働条件に関すること、職場の安全衛生、健康管理に関すること、労働保険の適用徴収に関すること、労災保険の各種給付に関する相談を行います。

〈相談対象者〉 労働者の方、事業主の方

〈相談担当者〉 労働基準監督署職員、相談員

〈相談の方法〉 電話、来署による相談

〈問い合わせ先〉

名 称	電 話 番 号	所 在 地
長野労働基準監督署	026-223-6310（代表）	〒380-8573 長野市中御所1-22-1
松本労働基準監督署	0263-48-5693（代表）	〒390-0852 松本市島立1696
岡谷労働基準監督署	0266-22-3454（代表）	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4
上田労働基準監督署	0268-22-0338（代表）	〒386-0025 上田市天神2-4-70
飯田労働基準監督署	0265-22-2635（代表）	〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5
中野労働基準監督署	0269-22-2105（代表）	〒383-0022 中野市中央1-2-21
小諸労働基準監督署	0267-22-1760（代表）	〒384-0017 小諸市三和1-6-22
伊那労働基準監督署	0265-72-6181（代表）	〒396-0015 伊那市中央5033-2
大町労働基準監督署	0261-22-2001（代表）	〒398-0002 大町市大町2943-5

相談時間 月～金（祝日・年末年始は除く）  
8:30～17:15

〈関連URL〉 長野労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

## 【長野労働局】 職業等の相談

〈事業の内容〉 職業相談、職業紹介に関すること、雇用保険適用・給付に関すること、雇用促進のための各種助成金に関すること及び、高齢者・障害者・外国人等の雇用管理に関する相談を行います。

〈相談対象者〉 求職者の方、事業主の方

〈相談担当者〉 ハローワーク職員、職業相談員

〈相談の方法〉 電話・来所による相談

〈問合わせ先〉 ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	電 話 番 号	所 在 地
ハローワーク長野	026-228-1300 (代表)	〒380-0935 長野市中御所3-2-3
ハローワーク長野 マザーズコーナー	026-228-0333 (代表)	〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座4F
長野新卒応援 ハローワーク	026-228-0989 (代表)	〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座4F
ハローワーク松本	0263-27-0111 (代表)	〒390-0828 松本市庄内3-6-21
ヤングハローワーク 松本	0263-31-8600 (代表)	〒390-0815 松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル1F
ハローワーク上田	0268-23-8609 (代表)	〒386-8609 上田市天神2-4-70
ハローワーク飯田	0265-24-8609 (代表)	〒395-8609 飯田市大久保町2637-3
ハローワーク伊那	0265-73-8609 (代表)	〒396-8609 伊那市狐島4098-3
ハローワーク篠ノ井	026-293-8609 (代表)	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田826-1
ハローワーク飯山	0269-62-8609 (代表)	〒389-2253 飯山市飯山186-4
ハローワーク木曾福島	0264-22-2233 (代表)	〒397-8609 木曾郡木曾町福島5056-1
ハローワーク佐久	0267-62-8609 (代表)	〒385-8609 佐久市原565-1
ハローワーク佐久 小諸出張所	0267-23-8609 (代表)	〒384-8609 小諸市御幸町2-3-18
ハローワーク大町	0261-22-0340 (代表)	〒398-0002 大町市大町2715-4

名 称	電 話 番 号	所 在 地
ハローワーク須坂	026-248-8609 (代表)	〒382-0099 須坂市墨坂2-2-17
ハローワーク諏訪	0266-58-8609 (代表)	〒392-0021 諏訪市上川3-2503-1
ハローワーク諏訪 岡谷出張所	0266-23-8609 (代表)	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4

#### 相談時間

長野学生支援室	(祝日・年末年始は除く) 月～金	9:00～17:30
ハローワーク長野 マザーズコーナー	(祝日・年末年始は除く) 月～金	9:00～17:30
上 記 以 外	(祝日・年末年始は除く) 月～金	8:30～17:15

〈関連URL〉 [長野労働局ホームページ](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/)  
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

## 【長野県社会福祉協議会】 福祉人材無料職業紹介事業

- 〈事業の内容〉 福祉の職場で働きたい方と求人のある施設・事業所との橋渡しをします。  
福祉の資格や求人・求職状況等に関する相談に応じます。
- 〈相談対象者〉 県民
- 〈相談担当者〉 県社会福祉協議会 相談員
- 〈相談の方法〉 面談、電話、FAX、Eメール
- 〈問い合わせ先〉 電 話 026-226-7330  
FAX 026-227-0137  
E-mail jinzai@nsyakyu.or.jp  
相談受付時間  
平日 9:00～17:00
- 〈施設所在地〉 〒380-0936  
長野市中御所岡田98-1  
長野県社会福祉協議会
- 〈関連URL〉 <http://fukushi-nagano.jp/>
- 〈担 当 課〉 委託事業（担当：健康福祉部地域福祉課・介護支援課）

## NPO法人設立に関する個別相談

- 〈事業の内容〉 NPO法人の設立手続等に関して、個別相談を行います。  
・NPO法人設立手続、運営上の留意事項等
- 〈相談対象者〉 社会貢献活動を行うためにNPO法人を設立したい方
- 〈相談担当者〉 職員
- 〈相談の方法〉 対面、電話又はZoom（広報・共創推進課のみ）による相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 企画振興部広報・共創推進課  
026-235-7189（県庁内線2864）  
○ 各地域振興局総務管理（・環境）課（所在地は72ページ参照）

佐 久	0267-63-3133
上 田	0268-25-7113
諏 訪	0266-57-2902
上 伊 那	0265-76-6803
南 信 州	0265-53-0402
木 曾	0264-25-2213
松 本	0263-40-1903
北アルプス	0261-23-6502
長 野	026-234-9531
北 信	0269-23-0214

- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kurashi/kyodo/kyodo/npo/setsuritsu/index.html>
- 〈担 当 課〉 企画振興部広報・共創推進課

## 経営改善普及事業

- 〈事業の内容〉 小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営指導員等が、主に以下の相談に応じる。
- ・金融・信用保証の相談、あっせん
  - ・税務、経理、労務、社会保険 など
  - ・経営・技術の改善、知的財産権、商取引 など
- 〈相談対象者〉 主に、小規模事業者  
〔 常時使用する従業員数が  
20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者 〕
- 〈相談担当者〉 商工会等に配置されている経営指導員、補助員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所等による面接相談
- 〈問合わせ先〉
- 一般社団法人 長野県商工会議所連合会  
T E L 026-226-6432  
F A X 026-227-6410  
E-mail kenren@nagano-cci.or.jp
  - 長野県商工会連合会  
T E L 026-228-2131  
F A X 026-226-4996  
E-mail shokoren@nagano-sci.or.jp
  - 商工会・商工会議所  
県内の市町村に設置（商工会 69、商工会議所 18）
- 〈施設所在地〉
- 一般社団法人 長野県商工会議所連合会  
〒380-0904  
長野市七瀬中町276 長野商工会議所ビル3階
  - 長野県商工会連合会  
〒380-0936  
長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館1階
  - 商工会・商工会議所  
県内の市町村に設置（商工会 69、商工会議所 18）
- 〈関連URL〉
- ・一般社団法人 長野県商工会議所連合会  
<https://www.nagano-cci.or.jp/kenren/>
  - ・長野県商工会連合会  
<https://www.nagano-sci.or.jp/>
- 〈担 当 課〉 産業労働部産業政策課

## 経営総合相談

- 〈事業の内容〉 創業間もない企業、ベンチャー企業、新たな事業活動を行おうとする中小企業の得意分野や課題（技術、販売等）等を把握し、その課題解決に最適な外部経営資源（パートナー）を引き合わせたり、経営革新の具体的なアドバイスをすることにより、円滑な事業推進を支援
- 〈相談対象者〉 創業間もない企業、ベンチャー企業、新分野進出を目指している企業、独自の強みの発揮を目指している企業、事業転換を図ろうとしている企業等
- 〈相談担当者〉 (公財)長野県産業振興機構職員及び民間での経験豊富な同センター相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談、訪問・来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 (公財)長野県産業振興機構  
経営支援部 026-227-5028
- 〈施設所在地〉 〒380-0928  
長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F
- 〈関連URL〉 <https://www.nice-o.or.jp/>
- 〈担当課〉 産業労働部経営・創業支援課



## 農業経営・技術指導及び新規就農に関する相談

- 〈事業の内容〉 農業者に対し農業経営や農畜産物の生産等に関する技術の指導を行います。  
また、新たに農業を始めたいと希望される方に対し、就農に関する相談対応を行います。
- 〈相談対象者〉 農業者・新規就農希望者等
- 〈相談担当者〉 農業農村支援センター職員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 相談時間 電話、面接ともに 平日 8:30~17:15
- 農業農村支援センターの連絡先

佐久 農業農村 支援センター	〒385-8533 佐久市大字跡部65-1 佐久合同庁舎内 電話 (0267)63-3167 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/saku-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/saku-aec/index.html</a>
上田 農業農村 支援センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内 電話 (0268)25-7157 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/ueda-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/ueda-aec/index.html</a>
諏訪 農業農村 支援センター	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内 電話 (0266)57-2932 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/suwa-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/suwa-aec/index.html</a>
上伊那 農業農村 支援センター	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内 電話 (0265)76-6841 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kamiina-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kamiina-aec/index.html</a>
南信州 農業農村 支援センター	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内 電話 (0265)53-0436 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/shimoina-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/shimoina-aec/index.html</a>
木曾 農業農村 支援センター	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内 電話 (0264)25-2230 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kiso-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kiso-aec/index.html</a>
松本 農業農村 支援センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内 電話 (0263)40-1947 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/matsumoto-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/matsumoto-aec/index.html</a>
北アルプス 農業農村 支援センター	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内 電話 (0261)23-6543 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kita-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kita-aec/index.html</a>
長野 農業農村 支援センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内 電話 (026)234-9534 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/nagano-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/nagano-aec/index.html</a>
北信 農業農村 支援センター	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎内 電話 (0269)23-0222 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/hokushin-aec/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/hokushin-aec/index.html</a>

- 〈担当課〉 農政部農業技術課、農村振興課

## 農業労働力の確保・支援に関する相談

〈事業の内容〉 生産現場の喫緊の課題である農業労働力の確保に向けた総合的な支援を実施するため、長野県、JA長野県グループ、長野県農業会議等が連携した協議体「JA長野県農業労働力支援センター」を、平成31年4月25日に設置。  
農業生産基盤の強化による、産地の維持・発展を図る。

〈相談対象者〉 農業者等

〈相談担当者〉 各JA 農業労働力相談員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問合わせ先〉 相談時間 平日9時～17時

団体名	住所	TEL/FAX	URL
JA長野八ヶ岳	〒384-1305	0267-78-7020	<a href="https://www.ja-yatugatake.iijan.or.jp/">https://www.ja-yatugatake.iijan.or.jp/</a>
	南佐久郡南牧村野辺山79-7	0267-91-0200	
JA佐久浅間	〒385-8585	0267-78-6150	<a href="http://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/">http://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/</a>
	佐久市猿久保882	0267-68-1928	
JA信州うえだ	〒386-0004	0268-23-4084	<a href="https://www.ja-shinshuueda.iijan.or.jp/">https://www.ja-shinshuueda.iijan.or.jp/</a>
	上田市殿城80	0268-23-5242	
JA信州諏訪	〒391-8522	0266-75-8123	<a href="https://www.ja-suwa.iijan.or.jp/">https://www.ja-suwa.iijan.or.jp/</a>
	茅野市仲町24-4	0266-72-0103	
JA上伊那	〒396-8510	0265-96-8602	<a href="https://www.ja-kamiina.iijan.or.jp/">https://www.ja-kamiina.iijan.or.jp/</a>
	伊那市孤島4291	0265-72-6107	
JAみなみ信州	〒395-0192	0265-48-9700	<a href="http://www.ja-mis.iijan.or.jp/">http://www.ja-mis.iijan.or.jp/</a>
	飯田市鼎東鼎281	0265-52-6960	
JA木曾	〒399-6101	0264-23-3310	<a href="http://www.ja-kiso.iijan.or.jp/">http://www.ja-kiso.iijan.or.jp/</a>
	木曾郡木曾町日義4613	0264-23-3101	
JA松本ハイランド	〒390-8555	0263-88-1300	<a href="https://www.ja-m.iijan.or.jp/">https://www.ja-m.iijan.or.jp/</a>
	松本市南松本1-2-16	0263-27-4880	
JA洗馬	〒399-6493	0263-52-4476	<a href="https://www.ja-seba.iijan.or.jp/">https://www.ja-seba.iijan.or.jp/</a>
	塩尻市大字洗馬2720-3	0263-54-4441	
JAあづみ	〒399-8211	0263-72-2933	<a href="http://www.ja-azm.iijan.or.jp/">http://www.ja-azm.iijan.or.jp/</a>
	安曇野市堀金烏川2650-1	0263-72-8551	
JA大北	〒398-0002	0261-22-1842	<a href="https://www.ja-daihoku.iijan.or.jp/">https://www.ja-daihoku.iijan.or.jp/</a>
	大町市大町光明寺3091-1	0261-23-3001	
JAグリーン長野	〒388-8007	026-292-0930	<a href="http://www.ja-grn.iijan.or.jp/">http://www.ja-grn.iijan.or.jp/</a>
	長野市篠ノ井布施高田944-1	026-292-2240	
JA中野市	〒383-8588	0269-22-4221	<a href="http://www.ja-nakanoshi.iijan.or.jp/">http://www.ja-nakanoshi.iijan.or.jp/</a>
	中野市三好町1-2-8	0269-22-7883	
JAながの	〒380-0936	026-224-3703	<a href="http://www.ja-nagano.iijan.or.jp/">http://www.ja-nagano.iijan.or.jp/</a>
	長野市大字中御所岡田131-14	026-224-0707	

〈関連URL〉 <https://www.iijan.or.jp/> (JA長野県グループ)

〈担当課〉 農政部農村振興課

## 林業への新規就業、各種研修に関する相談

〈事業の内容〉 林業に就職を希望する人たちへ共同説明会を通じて事業者の紹介や、林業で働く人たちの福利厚生への支援、就業者の各種研修、高性能林業機械のレンタル事業等を行っています。

〈相談対象者〉 林業者及び新規就業希望者等

〈相談担当者〉 業務課長

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

- 〈問合わせ先〉
- 相談時間  
電話、面接ともに 平日 8:30~17:15
  - 一般財団法人長野県林業労働財団  
(長野県林業労働力確保支援センター)  
〒380-0936  
長野市岡田町30-16 長野県林業センター4階  
TEL 026-225-6080  
FAX 026-225-6557

○ 業務内容

項 目	業 務 内 容
相 談 ・ 指 導 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用管理の改善についての事業主・労務担当者等に対する相談・指導</li> <li>・ 林業へ就業しようとする者への相談・指導</li> </ul>
研 修 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用管理改善の自発的な取組みを促進するため事業主、雇用管理者、労務担当者等を対象とした研修の実施</li> <li>・ 林業への就業希望者を対象とした共同説明会、就業支援講習会などの開催</li> <li>・ 林業就業者への各種技術研修の実施</li> </ul>

〈担 当 課〉 林務部信州の木活用課

## 森林づくり相談窓口

〈事業の内容〉 森林所有者や林業者に対し森林施業等の林業に関する技術・知識の普及指導や助言を行います。

〈相談対象者〉 森林所有者及び林業者等

〈相談担当者〉 林務課職員

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 ○ 相談時間 電話、面接ともに 平日 8:30～17:15

○ 地域振興局林務課の連絡先

佐久 地域振興局 林務課	電話 0267-63-3152 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-rimmu/kannai/kakuka/rinmuka/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-rimmu/kannai/kakuka/rinmuka/index.html</a>
上田 地域振興局 林務課	電話 0268-25-7137 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/josho/josho-rimmu/kannai/gyomu/rinmuka.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/josho/josho-rimmu/kannai/gyomu/rinmuka.html</a>
諏訪 地域振興局 林務課	電話 0266-57-2919 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/suwachi/suwachi-rimmu/kannai/soshiki/rinmuka.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/suwachi/suwachi-rimmu/kannai/soshiki/rinmuka.html</a>
上伊那 地域振興局 林務課	電話 0265-76-6823 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kamichi/kamichi-rimmu/kannai/rinmu/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kamichi/kamichi-rimmu/kannai/rinmu/index.html</a>
南信州 地域振興局 林務課	電話 0265-53-0423 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/minamichi/minamichi-rimmu/kannai/soshiki/rinmu/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/minamichi/minamichi-rimmu/kannai/soshiki/rinmu/index.html</a>
木曾 地域振興局 林務課	電話 0264-25-2224 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/kisochi-rimmu/kannai/chihojimusho/rinmuka/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/kisochi-rimmu/kannai/chihojimusho/rinmuka/index.html</a>
松本 地域振興局 林務課	電話 0263-40-1926 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-rimmu/kannai/rinmuka.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-rimmu/kannai/rinmuka.html</a>
北アルプス 地域振興局 林務課	電話 0261-23-6519 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuan/hokuan-rimmu/kannai/soshiki/rinmuka/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuan/hokuan-rimmu/kannai/soshiki/rinmuka/index.html</a>
長野 地域振興局 林務課	電話 026-234-9521 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-rimmu/kannai/renrakusaki/rinmu/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-rimmu/kannai/renrakusaki/rinmu/index.html</a>
北信 地域振興局 林務課	電話 0269-23-0215 URL <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuchi/hokuchi-rimmu/shokonorin/shinrin/kasyoukai.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuchi/hokuchi-rimmu/shokonorin/shinrin/kasyoukai.html</a>

※ 施設所在地は72ページ参照

〈担当課〉 林務部信州の木活用課

## 警察安全相談

- 〈事業の内容〉 ・犯罪等による被害の未然防止など安全と平穩に関する相談  
・配偶者からの暴力(DV)、ストーカー被害等に関する相談
- 〈相談対象者〉 全県民
- 〈相談担当者〉 警察職員、警察安全相談員
- 〈相談の方法〉 電話・面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 警察本部警務部広報相談課警察安全相談窓口  
・相談専用電話 026-233-9110  
プッシュ回線からは短縮ダイヤル「#9110」  
24時間対応（夜間・休日は警察本部の当直において対応）  
・面接相談 平日 8:30～17:15
- 県下警察署(電話・面接)  
警察安全相談窓口は、県下の各警察署でも開設しており、  
警察署生活安全担当部署、交番・駐在所でも対応します。
- 〈施設所在地〉 県庁内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 県警ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部警務部広報相談課

## 性犯罪の被害に関する相談

- 〈事業の内容〉 性犯罪の被害に遭われた方からの被害相談及び再被害防止、事件化のための  
アドバイス等の実施
- 〈相談対象者〉 性犯罪被害に遭われた方及びその家族等
- 〈相談担当者〉 警察官、女性臨床心理士
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 性犯罪被害ダイヤルサポート110  
・電話 0120-037-555  
プッシュ回線からは短縮ダイヤル「#8103」  
・相談受付時間 24時間受付  
月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分までは相  
談担当の女性警察職員が対応。それ以外の時間は、警察  
本部総合当直で対応。
- 〈施設所在地〉 県庁内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 県警ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部刑事部捜査第一課

## 非行問題やいじめなどの少年に関する悩みごとの相談

- 〈事業の内容〉 非行問題、いじめ等学校問題、児童虐待等家庭問題、交友問題、犯罪被害、家出等、20歳未満の少年問題に関する相談対応
- 〈相談対象者〉 少年自身、保護者等
- 〈相談担当者〉 少年相談専門職員（臨床心理士（警察本部内））、警察官
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 少年サポートセンター  
「ヤングテレホン」 026-232-4970（警察本部内）  
受付時間：毎日（24時間）※執務時間以外は当直が対応  
026-241-0783（長野中央警察署内）  
0263-25-0783（松本警察署内）  
0268-23-0783（上田警察署内）  
0265-77-0783（伊那警察署内）  
受付時間：平日 8:30～17:15  
夜間・休日は留守番電話で対応  
本部・署いずれも、面接相談は、原則として電話申し込み
- 〈施設所在地〉 県庁内（72ページ参照） 他
- 〈関連URL〉 県警ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部生活安全部人身安全・少年課

## 非行や親子関係、発達などについてお困りの地域の方の相談

- 〈事業の内容〉 非行・犯罪などの問題行動、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係、発達に関する事などの相談への対応
- 〈相談対象者〉 子どもから大人まで幅広くお受けしています。また、本人、家族のみならず、少年の健全育成に携わられている方や、地域における非行・犯罪の防止活動に取り組みされている方の相談にも応じています。
- 〈相談担当者〉 法務技官（心理）（法務省の心理専門職員）、法務教官（法務省の教育専門職員）
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談のほか、相談内容に応じて心理検査等を実施し、その結果を分かりやすくお伝えしています。相談は無料で、相談内容等秘密は守られます。  
学校の先生方や保護者の方、少年の健全育成に関わる機関・団体の方向けの講演・研修や法教育等も行っています。
- 〈問い合わせ先〉 法務少年支援センター長野 善光寺下の青少年心理相談室  
026-237-1123  
受付時間：平日 9:00～17:00（12:15～13:00を除く）  
面接相談は、原則として電話で予約をお願いします。
- 〈施設所在地〉 長野市三輪5-46-14
- 〈関連URL〉 法務省ホームページ  
[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei29\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei29_00001.html)
- 〈担当課〉 長野少年鑑別所鑑別部門（考査）

警察関係

## 暴力追放ダイヤル

- 〈事業の内容〉 ・暴力団による犯罪に関する相談対応  
・暴力団員の離脱相談対応等、暴力団関連相談全般に対応
- 〈相談対象者〉 対象を問わず
- 〈相談担当者〉 組織犯罪対策課の担当職員
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 ・暴力追放ダイヤル 026-235-1224  
・相談受付時間 24時間（夜間・休日は警察本部当直員が対応）  
・予約の必要なし
- 〈施設所在地〉 県庁内（72ページ参照）
- 〈関連URL〉 県警ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部刑事部組織犯罪対策課（暴力団排除推進室）

## 【（公財）長野県暴力追放県民センター】 電話・面接相談

- 〈事業の内容〉 ・暴力団等反社会的勢力からの被害・困りごと相談対応  
・暴力団員の社会復帰相談等、暴力団等反社会的勢力関連相談全般に対応
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 暴力追放県民センターの役職員等（暴力追放相談委員）
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談等  
※必要があれば、センター顧問弁護士と職員が出張して相談に応じる制度あり  
（弁護士料は初回無料）
- 〈問い合わせ先〉 ミゴト ツイホウ  
・相談電話 026-235-2140  
・相談受付時間 土・日・祝日等を除く 9:00～16:30  
・面接相談については、相談者の重複防止のため予約（時間調整）を要する  
・E-mail:boutsui@mx2.avis.ne.jp
- 〈施設所在地〉 長野市大字南長野南県町685番地2  
（公財）長野県暴力追放県民センター
- 〈担当課〉 センター独自事業（担当：警察本部組織犯罪対策課）

## 盗難被害者に対する課税上の措置

### ＜事業の内容＞ 1 住民税（個人県民税・市町村民税）の雑損控除

(1) 内 容	納税義務者等の有する資産が盗難等により損失を生じた場合、一定の金額を雑損控除として総所得金額等から控除する。
(2) 対 象 者	ア 納税義務者 イ 納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族で、前年の所得が48万円以下の者
(3) 対 象 資 産	ア 控除対象となる資産 生活に通常必要な資産 イ 控除対象とならない資産 ・ 宝石、貴金属、書画、こつとう品、美術工芸品等（一個又は一組の価額が30万円を超えるもの） ・ 棚卸資産 ・ 事業用固定資産

※所得税についても同様の制度があります。詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。

### 2 自動車税（種別割）の課税保留

(1) 内 容	納税義務者の有する自動車が盗難の被害を受けた場合、自動車税（種別割）の課税を盗難の被害を受けた月の翌月以降保留する。
(2) 対 象 者	自動車の盗難被害を受けた者（納税義務者）
(3) 要 件	盗難被害を受けた日から、3か月以上経過しても発見されないこと。
(4) 手 続	下記の書類を県税事務所窓口へ提出する。 ・ 自動車現況申立書 ・ 被害届があることを証する警察署長の証明書

- ＜問合わせ先＞
- 上記1について  
各市町村住民税担当課
  - 上記2について  
各県税事務所（所在地は72ページ参照）

総 合	0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 0 5
総 合 北 信	0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 0 4
東 信	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 3 5
東 信 上 田	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 1 7
南 信	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 0 5
南 信 諏 訪	0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 0 5
南 信 飯 田	0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 0 5
中 信	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 0 5
中 信 木 曾	0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 1 6
中 信 大 町	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 0 5

受付時間 平日 8:30～17:15

- ＜担 当 課＞ 企画振興部市町村課、総務部税務課



# 障がい者に対する自動車税（環境性能割・種別割） ・軽自動車税（環境性能割）の減免措置

〈事業の内容〉

1 減免内容	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免
2 減免要件	<p>4月1日午前0時時点で次の各要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 障がい要件 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持し、かつ一定の障がい等級に該当すること。</p> <p>(2) 使用要件 次のいずれかの用途で自動車を使用していること。 ア 障がい者本人が運転し使用していること。 イ 障がい者の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がい者と生計を一にする者が運転し使用していること。 ウ 障がい者（障がい者等のみの世帯に限る）の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がい者を日常的に介護する者が運転し使用していること。</p> <p>(3) 所有要件 障がい者本人が所有する自動車（自家用の自動車1台に限る） ※18歳未満の身体障がい者、知的又は精神障がい者の場合は、障がい者と生計を一にする方が所有する自動車も減免対象となります。</p>
3 申請書類等	<p>(1) 提出書類 ア 減免申請書 イ 同一生計証明書（障がい者と生計を一にする者が運転等する場合） ウ 身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者及び日常的介護者の証明書 〔障がい者等のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護する者が運転する場合〕</p> <p>(2) 持参書類等 ア 障害者手帳等（原本） イ 自動車検査証 〔写しでも可ですが、その場合は提出をお願いします〕 ウ 運転免許証 〔表裏両面の写しでも可ですが、その場合は提出をお願いします〕 エ マイナンバー（個人番号）に関する書類 （ア）マイナンバーカード、通知カード又はマイナンバーが記載された住民票（写） （イ）身元確認書類 ※通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は、正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。詳しくは次頁の問い合わせ先にご確認下さい。</p> <p>(3) その他 ・障がいのある方ご本人が運転する場合、受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。また、運転免許証条件欄に条件が記載されている場合（「アクセル、ブレーキ手動式」等）は申請車両を確認させていただきます。 ・住所・氏名等が変更になっている場合は、障害者手帳、自動車検査証及び運転免許証の変更手続きを済ませた上で申請してください。</p>

4 申請期限	<p><b>【自動車税（種別割）】</b></p> <p>(1) 4月1日午前0時時点で減免要件を全て満たす場合 納期限まで ※申請期限後に申請があった場合は、申請日の属する月の翌日から月割りで減免になります。</p> <p>(2) 年度の途中で減免要件に該当することになった場合 減免要件に該当することになった日から30日以内 ※30日を超えた場合は、申請日の属する月の翌月から減免になります。</p> <p><b>【自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）】</b> 自動車の登録日から30日以内 ※30日を超えた場合は減免になりません。</p>
5 申請先	各県税事務所 窓口

※軽自動車税（種別割）については、市町村へお問い合わせください。

〈問合わせ先〉 各県税事務所（所在地は72ページ参照）

総合	026-234-9505
総合北信	0269-23-0204
東信	0267-63-3135
東信上田	0268-25-7117
南信	0265-76-6805
南信諏訪	0266-57-2905
南信飯田	0265-53-0405
中信	0263-40-1905
中信木曾	0264-25-2216
中信大町	0261-23-6505

受付時間 平日 8:30～17:15

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/shogaisha/index.html>

〈担当課〉 総務部税務課

## 県営水道料金の減免措置

県営水道給水区域：長野市（篠ノ井、川中島、更北、信更地区の一部）  
 上田市（塩田、川西地区の一部）  
 千曲市（桑原、八幡地区を除く）  
 坂城町

### ＜事業の内容＞

#### 1 生活保護世帯又は母子・父子世帯の方に対する減免

##### (1) 減免措置の概要

生活保護世帯又は母子・父子世帯で、水道メーターの口径が13mmである場合について、申請に基づき基本料金を2分の1（706円）とする。

##### (2) 根拠法令

県営水道条例(昭和38年3月22日条例第17号)

第22条別表第2(1)

「生活保護法の規定により現に保護を受けている使用者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者である使用者（管理者が別に定める者に限る。）の使用に係る水道メーターの口径が13mmである場合における基本料金を706円（半額）とする。」

（最終改正：令和元年10月1日）

##### (3) 対象者

県営水道を使用する次の者のうち、使用する水道メーターの口径が13mmである者

○県営水道条例施行規程(昭和38年3月28日公営企業管理規程第10号)

対象区分	対象となる要件
(1) 生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けている者である使用者(第9条の2)
(2) 母子・父子世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者であって、次の各号の一つに該当する者又はこれに準ずる者(第9条の3) ① 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定により現に児童扶養手当の支給を受けている者 ② 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により、現に特別児童扶養手当の支給を受けている者
(3) 共用給水装置による使用者の場合	上記(1)又は(2)に該当する者で、共同住宅等において共用給水装置を使用する使用者の場合は、当該共用給水装置を使用する全部の者が生活保護世帯又は母子・父子世帯のいずれかに該当する場合に限って適用する。

##### (4) 申請の方法

「低額基本料金適用申出書（県営水道条例施行規程様式第10号）」に、適用要件に係る市町長（または地域振興局長）の証明書（生活保護受給者証など）を添付し、所管する水道管理事務所に提出する。

※「申請書」は長野県ホームページからダウンロード又は所管する水道管理事務所から入手してください。

2 令和元年台風第19号で被災された方々に対する減免

(1) 減免措置の概要

住家又は事業所等の建物が浸水等の被害を受けた、法人・事業者等や親戚・知人宅・民間アパート等へ避難する方々等の水道料金の減免

(2) 根拠法令

県営水道条例第28条 (料金、手数料及び加入金の減免)

管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料又は加入金を減免することができる。

(3) 具体的内容

水道料金

避難先住宅			被災住宅等		
対象者	減免内容		対象者	減免内容	
	減免額	期間		減免額	期間
① 県営水道給水区域の県営住宅等に避難される方	全額免除	入居期間 (最大1年間)	④ 住家が浸水等により被害を受け、り災証明書(床上浸水以上)の発行を受けた方	全額免除	令和元年 10、11月分
② り災証明書(床上浸水以上)の発行を受けて、他者が所有する住宅(民間アパート等)へ避難される方	全額免除		⑤ 住家が浸水等により被害を受け、り災証明書(床下浸水)の発行を受けた方	一部免除 8㎡減量	令和元年 10月分
③ り災証明書(床上浸水以上)の発行を受けた被災者を受け入れ同居した方(親戚・知人宅等)	一部免除 避難者数×5㎡減量 (1月あたり)		⑥ 事業所等の建物が浸水等により被害を受け、り災証明書等(水没の事実に係る証明書)の発行を受けた法人又は事業者等	全額免除	令和元年 10、11月分

※県営住宅等(県営住宅、市営・町営住宅、県職員宿舍、市職員住宅、県教職員住宅、賃貸アパート等の借上型応急仮設住宅)

<問い合わせ先>

1 生活保護世帯又は母子・父子世帯の方に対する減免

各水道管理事務所または水道事業課

- ・ 上田水道管理事務所 0268-22-2110  
〒386-0032 上田市諏訪形613
- ・ 川中島水道管理事務所 026-284-1700  
〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋100
- ・ 企業局水道事業課 026-235-7381  
県庁7階(72ページ参照)

2 令和元年台風第19号で被災された方々に対する減免

【長野市(篠ノ井・川中島・更北地区)、千曲市(旧更埴市)の方】

県営水道料金窓口(水道料金徴収業務受託者)

ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所(川中島水道管理事務所内)

電話: 0120-971-105、FAX: 026-286-1815

【上田市(県水エリア)、千曲市(旧上山田町・戸倉町)、坂城町の方】

県営水道料金窓口(水道料金徴収業務受託者)

ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所(上田水道管理事務所内)

電話: 0120-971-124、FAX: 0268-29-0820

【その他】

- 県企業局水道事業課、長野市上下水道局営業課、千曲市上下水道課、上田市上下水道局サービス課、坂城町建設課からも減免申請書の提出が可能です。
- 給水装置工事検査手数料に関するお問い合わせは、各水道管理事務所までお願いします。

<関連URL>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/infra/suido-denki/suido/suido/typhoon19genmen.html>

<担当課>

企業局水道事業課

【主な県機関所在地】

○ 長野県庁

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

○ 地域振興局

佐久地域振興局	〒385-8533	佐久市跡部65-1	佐久合同庁舎内
上田地域振興局	〒386-8555	上田市材木町1-2-6	上田合同庁舎内
諏訪地域振興局	〒392-8601	諏訪市上川1丁目1644-10	諏訪合同庁舎内
上伊那地域振興局	〒396-8666	伊那市荒井3497	伊那合同庁舎内
南信州地域振興局	〒395-0034	飯田市追手町2丁目678	飯田合同庁舎内
木曾地域振興局	〒397-8550	木曾郡木曾町福島2757-1	木曾合同庁舎内
松本地域振興局	〒390-0852	松本市大字島立1020	松本合同庁舎内
北アルプス地域振興局	〒398-8602	大町市大町1058-2	大町合同庁舎内
長野地域振興局	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1	長野合同庁舎内
北信地域振興局	〒383-8515	中野市壁田955	北信合同庁舎内

○ 県税事務所

総合県税事務所	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1	長野合同庁舎内
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515	中野市壁田955	北信合同庁舎内
東信県税事務所	〒385-8533	佐久市跡部65-1	佐久合同庁舎内
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555	上田市材木町1-2-6	上田合同庁舎内
南信県税事務所	〒396-8666	伊那市荒井3497	伊那合同庁舎内
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601	諏訪市上川1丁目1644-10	諏訪合同庁舎内
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034	飯田市追手町2丁目678	飯田合同庁舎内
中信県税事務所	〒390-0852	松本市大字島立1020	松本合同庁舎内
中信県税事務所 木曾事務所	〒397-8550	木曾郡木曾町福島2757-1	木曾合同庁舎内
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602	大町市大町1058-2	大町合同庁舎内

○ 県保健福祉事務所（福祉事務所）

佐久保健福祉事務所 （佐久福祉事務所）	〒385-8533	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内
上田保健福祉事務所 （小県福祉事務所）	〒386-8555	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内
諏訪保健福祉事務所 （諏訪福祉事務所）	〒392-8601	諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内
伊那保健福祉事務所 （上伊那福祉事務所）	〒396-8666	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内
飯田保健福祉事務所 （下伊那福祉事務所）	〒395-0034	飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内
木曾保健福祉事務所 （木曾福祉事務所）	〒397-8550	木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内
松本保健福祉事務所 （松本福祉事務所）	〒390-0852	松本市大字島立1020 松本合同庁舎内
大町保健福祉事務所 （北安曇福祉事務所）	〒398-8602	大町市大町1058-2 大町合同庁舎内
長野保健福祉事務所 （長野福祉事務所）	〒380-0936	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所 （北信福祉事務所）	〒389-2255	飯山市大字静間1340-1

○ 県建設事務所

佐久建設事務所 佐久北部事務所	〒385-8533	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎内
上田建設事務所	〒386-8555	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内
諏訪建設事務所	〒392-8601	諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内
伊那建設事務所	〒396-8666	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内
飯田建設事務所	〒395-0034	飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内
木曾建設事務所	〒397-8550	木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内
松本建設事務所	〒390-0852	松本市大字島立1020 松本合同庁舎内
大町建設事務所	〒398-8602	大町市大町1058-2 大町合同庁舎内
長野建設事務所	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内
北信建設事務所	〒383-8515	中野市壁田955 北信合同庁舎内

○ 教育事務所

東信教育事務所	〒384-0006	小諸市与良町6丁目5-5
南信教育事務所	〒396-8666	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内
南信教育事務所 飯田事務所	〒395-0034	飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内
中信教育事務所	〒390-0852	松本市大字島立1020 松本合同庁舎内
北信教育事務所	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内

《 索引 》

【あ行】

あいとぴあ …… 5, 10  
 育児休業 …… 52  
 いじめ …… 2, 12, 13, 39, 49, 51, 65  
 依存 …… 24  
 医療 …… 25, 26  
 エイズ …… 31  
 NPO …… 57

【か行】

介護 …… 15, 52  
 外国人 …… 4, 46, 54  
 架空請求 …… 37  
 覚醒剤 …… 27  
 家庭福祉 …… 6, 9  
 寡婦 …… 9, 42, 70  
 虐待 …… 11, 12, 15, 21, 65  
 求職 …… 9, 47, 48, 54, 56  
 教育 …… 39, 40, 41  
 経営 …… 58, 59  
 警察 …… 32, 64, 65, 66  
 警察安全相談 …… 64  
 県営住宅 …… 42, 43  
 県営水道 …… 70, 71  
 公共料金 …… 70, 71  
 更生緊急保護 …… 36  
 交通事故 …… 38  
 高齢者 …… 14, 15, 16, 24, 30, 42, 54  
 心の健康 …… 24  
 子ども …… 2, 10, 11, 12, 13, 26  
 婚活 …… 7

【さ行】

失業 …… 48  
 児童 …… 10, 11, 12, 13, 39, 40, 65  
 児童虐待 …… 11, 65  
 児童相談所 …… 11  
 自動車税 …… 67, 68, 69  
 就職・就労 …… 5, 6, 17, 28, 29, 47, 48, 54, 62  
 住居 …… 42  
 授業料軽減 …… 41  
 障がい者 …… 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 30, 42, 47, 68  
 奨学金 …… 41  
 少年 …… 35, 65  
 消費生活 …… 37  
 女性 …… 2, 5, 6, 7, 8, 10, 47, 52  
 ジョブカフェ信州 …… 48  
 人権相談 …… 1, 2, 10, 13, 40  
 森林づくり …… 63  
 ストーカー …… 64  
 生活福祉資金 …… 30  
 生活保護 …… 42, 70  
 税金 …… 67, 68, 69  
 性感染症 …… 31  
 精神保健 …… 24  
 性的マイノリティ …… 10  
 性犯罪・性暴力 …… 6, 36, 64  
 創業 …… 46, 59

**【た行】**

体罰 …… 2, 12  
 多重債務 …… 37  
 多文化共生相談センター …… 4  
 男女の雇用機会均等 …… 52  
 中国帰国者 …… 42, 47  
 DV …… 5, 6, 11, 42, 64  
 盗難被害 …… 67  
 同和問題 …… 3  
 特別支援学校 …… 40, 41

**【な行】**

難聴 …… 26  
 難病 …… 26  
 農業 …… 60, 61

**【は行】**

パーソナル・サポート …… 28, 29  
 パートタイム …… 52  
 発達障がい …… 17, 47  
 ハローワーク …… 47, 48, 54  
 犯罪被害者 …… 32, 33, 34, 35, 42, 43  
 ハンセン病 …… 31  
 被害者緊急支援金 …… 33  
 ひきこもり …… 24, 47  
 非行 …… 11, 12, 65  
 ひとり親家庭 …… 9, 47  
 福祉人材 …… 56  
 父子世帯・家庭 …… 9, 42, 47, 70  
 不登校 …… 13, 39  
 不妊・不育専門相談 …… 8  
 フリーター …… 48  
 法テラス …… 34, 44

法律相談 …… 5, 6, 44  
 暴力団 …… 66  
 母子世帯・家庭 …… 9, 42, 47, 70  
 ほじょ犬 …… 23

**【ま行】**

民事法律扶助 …… 44  
 無料職業紹介 …… 56

**【や行】**

薬物依存・乱用 …… 24, 27  
 優先入居 …… 42, 43  
 UIJターン …… 47

**【ら行】**

林業 …… 62, 63  
 労災保険 …… 38, 53  
 労働相談 …… 45, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55  
 労働紛争 …… 49, 51



## 人権啓発センター利用の御案内

- パネルの展示  
私たちの生活の身近にある人権課題を分かりやすく説明したパネル展示を行っています。
- 学習会へ講師を派遣  
公民館、学校、企業・職場等で人権学習会を開催する場合に、センター所属の相談員が講師を致します。県内どこへでも無料で出向きますので、ご利用ください。
- センターでの学習会・セミナー、ミニ展示会の開催  
DVDモニター、タブレット端末などを使った人権学習会・セミナーやミニ展示会の企画・開催が可能です。センター所属の相談員による講師も可能です。
- 人権啓発資料の貸出  
当センターで所有しているDVD、ビデオ、展示パネルの貸出を行っています。（学校や地域、企業や職場での人権学習会に利用されています。）  
ご利用料は無料ですが、送料が発生する場合があります。
- 人権相談  
困りごと、悩みごとなど一人で悩まないでご相談ください。電話相談を行っています。相談は無料、秘密は固く守られますので、安心して相談が受けられます。

<相談専用電話>

026-274-3232

<問い合わせ・申し込み先>

長野県人権啓発センター

〒387-0007

千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内

026-274-2306

026-274-3232（人権相談専用電話）

個別相談窓口がわからない場合など、  
人権問題全般についてご不明な点等は  
下記までお問い合わせください。

**長野県県民文化部人権・男女共同参画課**

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7106

ファックス 026-235-7389

電子メール: jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp

（令和5年8月作成）



しあわせ信州